

日本銀行の創設と内国為替市場の変貌

Tsurumi, Masayoshi / 齋見, 誠良

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

52

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

85

(終了ページ / End Page)

151

(発行年 / Year)

1984-08-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030447>

日本銀行の創設と内國為替市場の変貌

露 見 誠 良

はじめに

第一章 日本銀行創設における營業政策構想

第二章 日銀コルレス取引の意義——一九世紀フランス銀行と対比して

第三章 全国コルレス網の構築——「連帯為替」制と日本銀行

第四章 明治初期における内國為替取引の展開

第五章 三都の為替取組所と内國為替市場

第六章 草創期日銀のコルレス取引

おわりに

はじめに

日本における近代的銀行は、一八七六年（明治九年）を圍期とする国立銀行の群生にその起点を發する。維新変革における政府紙幣の増発によるインフレーションの収束と近代的銀行の確立を同時に解く範例として、南北戦争後のアメリカ National Bank が掲げられたが、それは「幕藩」的地域主義を色濃く残す当時の金融構造にふさわ

しい金融制度であった。ところがそれから僅か五年後、西欧流の中央銀行Ⅱ日銀が創立され、こうした地方分権的な金融制度は大転換を余儀なくされた。それは、孤立分散的な単一銀行制 (Unit Banking System) から支店銀行制 (Branch Banking System) へ、編成原理そのものの変換を意味する。この上からの強引な軌道修正によって、日本の金融構造は伝統と革新の二つの引力にひきさかれ、以後長い間にわたって構造的な歪みに苦しまざるをえなかった。その矛盾は、中央銀行と金融市場のかかわりに独特の陰影を与えたが、その初発の現われは内国為替市場をめぐるものであった。この小論の課題は、単一銀行制から支店銀行制への転換、金融市場における地域分断性とその統合の視角から、明治初期内国為替市場の展開を中央銀行Ⅱ日銀の取引先政策との関わりのなかで明らかにするところにある。

このような視角から、まず日本銀行創設にあたってどのような営業政策が構想されたのか、とくに一九世紀フランス銀行と対比することによってその支店・取引先政策の段階的意義を明らかにする。つづいて、「連帯為替制」など孤立分散的な国立銀行体制に則した相互連関機構創出の試みを、中央銀行構想とのかかわりから検討する。そのうえで、後半において、当時の内国為替市場の構造をその頂点に立つ為替取組所を中心に検討し、最後に、中央銀行としては特異な意義をもつ日銀コルレス取引が内国為替市場にどのような影響を与えたのか、明らかにする。

第一章 日本銀行創設における営業政策構想

中央銀行として日銀がどのような課題を負い、どのような営業方針をとろうとしていたか、この点の概要は、大蔵卿松方正義による「日本銀行創立ノ議」ならびにその付属資料「日本銀行創立旨趣ノ説明」によって与えられている。(1)金融の梗塞、(2)金利の高騰、(3)兌換紙幣の未流通、(4)銀行会社の資力薄弱、(5)国庫出納機関の欠如、(6)手

形割引の未普及など、これまでの国立銀行を軸とする金融変革の不徹底・欠陥を掲げ、これらをただすには、「全国理財ノ枢機」たる中央銀行を設け、不換紙幣を整理し幣制を立てなおすことが「第一着手」であると、日銀の創設を意義づけている。⁽¹⁾ 日銀の創設は、西南戦役以降、膨張しつづけた不換紙幣を整理し、兌換制度を確立することを当面の第一の目標としながら、実に多くの命題が課せられ、あたかも当時の金融上の障害を一举に解消する万能の切札の如き期待をかけられたのである。投ぜられた課題は、「第一金融ヲ疏通スル事、第二会社銀行ヲ補助スル事、第三金利ヲ低下スル事、第四国庫出納ノ事務ヲ負担スル事、第五外国手形ヲ割引スル事」⁽²⁾（句読点は引用者）の五項目であるが、その意味するところは次の四点にまとめられる。(1)支店網をもつか、あるいは地方大銀行とコルレス網を結び、全国各地の金融の繁閑を調整・平準化する、(2)低金利で手形を再割引することによって、全国金利水準を全般的に引下げ、勃興する企業活動を金融的に支える、(3)一時的な資金不足を補い、「最後の貸手」として機能する、(4)国庫金の運用を一手に扱い、その余資でもって、一方で民間金融の繁閑調節に活用し、他方で外国為替手形を積極的に割引き、金貨の流入に努め、通貨制度の安定に資する。このような広大な要求に接するとき、西歐流の金融概念ノ慣行をもたないこの日本において、一方で手形割引という西歐の商慣行を民間に勧奨しながら、金利水準の引下げと兌換制の維持を同時に追求せざるをえない、極東の一後進国中央銀行に課せられた重い呪縛をあらためて想い起さないわけには行かない。

「創立冒趣ノ説明」によって、日銀が如何なる課題を負ったか、その大略を描くことができるが、一步踏み込んで具体的にどのような取引政策がイメージされていたのか今ひとつさだかではない。この点に関して興味深い資料が五代友厚文書の一葉として収められている。「商業取引線ノ図解」がそれである。「中央銀行ヲ中心トシ諸官省会社銀行等ヨリ兩替店小商人ニ至ルマデノ關係取引ノ線路」を図解したもので、ここでは、「目下施行ス可キ」過渡

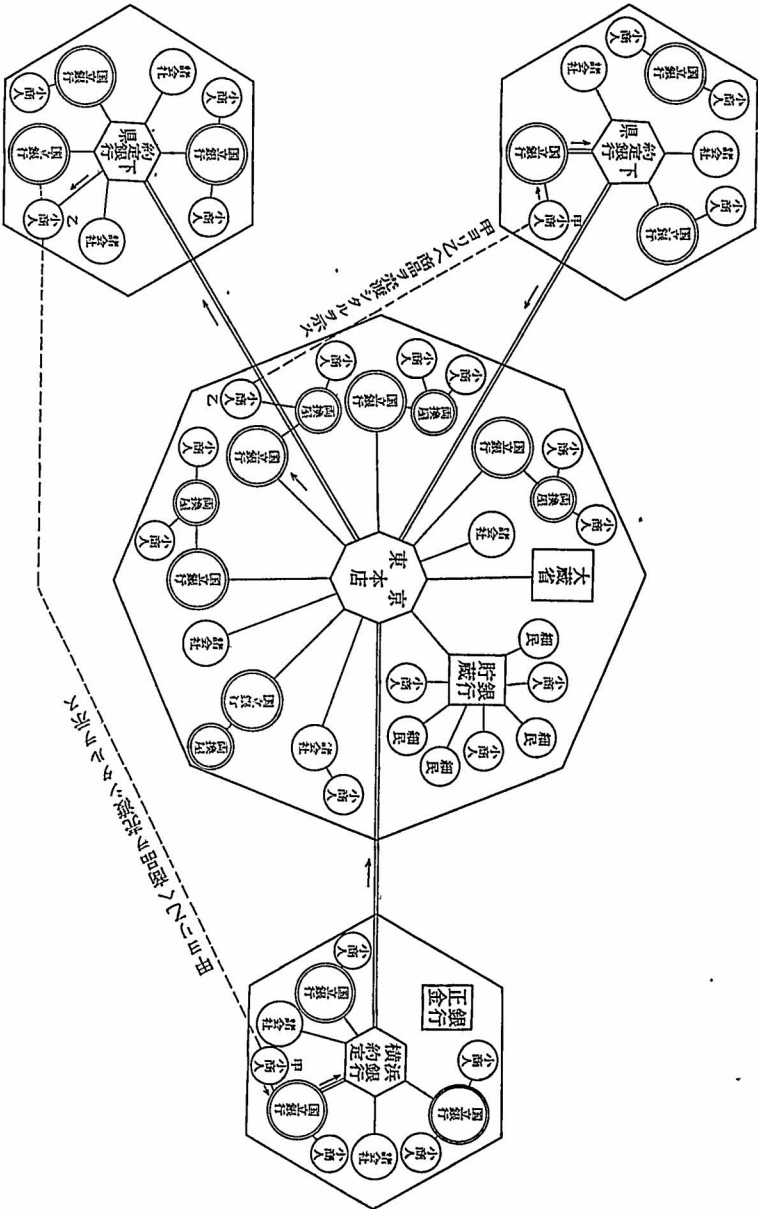
期の取引線図を掲げた。その語るところを要約すれば次のとおりである。

(1) 身代が確かであるにもかかわらず、未だその信用が未知の商人は直接国立銀行や中央銀行と取引できず、まず近隣の両替商の割引に依頼せざるをえない。それゆえ(2)商人の振出した手形は「初メ両替店ノ手ニ涉リ」、その後裏書によって国立銀行、さらに中央銀行へ譲渡される。(3)その経路をたどれば、その手形は「既ニ四人ノ調印」という確実なる保証をうるが、国立銀行は「平生中央銀行ト預勘定ヲ開」くもの「多ケレ」ば、たとえ四人の署名がなくとも中央銀行は同一の金利条件で再割引する。(4)「両替店ニテハ年五銖」の金利で割引くとすれば、国立銀行は「年四銖」、中央銀行は「年三銖」の低利で割引く。(5)完成時の中央銀行の支店網は、本店・大阪・横浜・仙台支店および京都・兵庫・長崎ならびに「県下各支店」からなるが、過渡期の「目下施行スベキ取引線」では東京本店以外に支店はなく、横浜をはじめとして「懸下約定銀行」(リボルレス銀行)がおかれている。それによって東京・大阪と仙台の小商人間の取引でも金融の流通が可能となる。(6)「人民商社」との取引は中央銀行「設立ノ日ヨリ直チニ実行スベキ」であるが、諸官省との取引は「他日国庫出納ヲ付托」されてから施行する。⁽³⁾

この「商業取引線ノ図解」は、日銀の開業にさいし、金融市場全体のなかに日銀取引網をどのように位置づけるか、大蔵省がその見取図を具体的に図示したものと推定される。その指し示すところを要約すれば「日本銀行―国立銀行―両替商からなる低利再割引網の構築」に帰着しよう。草創期日本銀行の営業政策についての基本的な構想が、これによって一層具体的に提示されたのであるが、ここで、その構想のもつ含意を二、三さらに検討しておく。

まず注目されるべき第一の論点は、日銀を軸とする近代信用機構のうちにも両替商をくみこんだ点であろう。五代友厚らの伝統的革新が、両替商から国立銀行へ主体を変革することによって小切手流通につらなる在来の金融技

第1図 日銀取引線の図解



(1) 「商業取引線ノ図解」『五代友厚関係文書』(大阪商工会議所蔵) 書類七二〇, 付録第二図「目下施行ス可キ取引線圖」より作成。

術を継承しようとしたのに対し、松方正義ら大蔵省の構想は、手形割引の振興をめざす渋沢栄一らの変革路線をふまえながら、両替商という伝統的な金融主体を再割引機構の一環にくみこみ、換骨奪胎しながら利用するということなのであった。

前稿でみたように、一八七一年（明治四年）の国立銀行条例第二十二條ならびに大阪府による「手形金不渡事件心得」「諭告」によって公に示された両替商振出手形に対する禁圧方針は、七六年の改正国立銀行条例第八十八條によっても踏襲された。しかし、このとき他方で、両替商禁圧の止めともいふべき「両替営業規則」が結局廃案となったことは、当の両替商が国立銀行にとってかわられ、もはや昔日の力量を失いつつあったことを物語っている。条例第八十八條の手形振出制限規定は八二年末の元老院での手形法審議において再び確認されたけれども、もはやそれは形だけのものになりつつあった。第八十八條の空洞化のもとで、焦点は如何にして両替商の跋扈を抑えながら商業手形決済に裏書流通を一般に普及せしめるか、ここに移っていた。これに対して、「図解」が掲げた戦略は、移植された西欧に近代的金融機関と在来の伝統的金融土壌をむすびつける環ともいふべき両替商を、地方的な割引機関として再生せしめ、これを梃子として在来金融慣行を西欧流の手形裏書流通の世界へ改変してゆくというものであった。

第二に検討すべき論点は、日銀の金利政策をめぐってである。手形裏書流通の浸透の槓杆として、日銀の金利は低目に設定された。「財政議」において既に松方は、金利水準を国立銀行▽日本帝国中央銀行としていたが、この構想は「創立旨趣ノ説明」でも受けつがれ、「図解」に至って、両替商▽国立銀行▽日本銀行からなる低金利体系として具体的かつ明確に示されるに至った。日銀金利を低く抑えることによって、日銀が両替・貸金商などの在来金融機関にかわって「利息昂低ノ権ヲ掌握」し全国的に金利水準を引下げ貸付資本の「活動」化を促す、ここにそ

の狙いがあった。すなわち、ここでの「低金利」の眞の狙いは、両替商などの在来金融機関の伝統的金利水準より「低金利」に設定することによって、近代的な割引機構へ再編することにあつた。日銀金利を市中より低く設定することの意味は、単に金利政策上の問題にとどまらず、在来金融と近代的金融の對抗という構造再編上の問題としてとらえられていたのである。

日銀の「低金利」が手形裏書流通—割引機構をめざしたものであるとすれば、公債などを抵当とする定期貸・当座貸越の金利については当然何らかの制限がつけられなければならない。日本銀行条例第十条但書として、公債抵当定期貸・当座貸の「金額及利息」の決定にさいし「大蔵卿ノ許可」を求めているが、その根拠として大蔵省銀行局長の座にあって日銀創設にたずさわつた加藤済は元老院の審議において次の点を挙げている。

(1)公債抵当貸の金利を市場金利より低くすれば、日銀より「陸統」資金を引出して「相場ヲ為スノ商人」に利を与えてしまふ、(2)公債抵当貸が増大するならば「銀行本分タル割引ニ充ツベキ資本減少」してしまふ、それゆゑ(3)公債抵当貸の量を制限しなくてはならないが、当初は資本金の一小部分、銀行券が発行されてからは資本金を限度とし、「平生金銀出入ノ程度ヲ計リ」その量を統御する、(4)「其結果ハ」公債價格の変動など「頗ル政府ニ關係ヲ有スル」から大蔵大臣の許可制とする、(5)割引歩合は大蔵大臣の許可を要することなく「十五日毎ニ」定メテ之ヲ廣告⁽⁶⁾する。

松方や加藤の大蔵官僚が、公債抵当貸の金利(と数量)に関して大蔵大臣の許可制としたのは、日銀を何よりも「再割引銀行」と考えていたこと、ならびに大蔵省の国債管理上の必要の二点による。つまり「公債証書ノ現高ハ紙幣ヨリモ巨額」であるから、低利で公債抵当貸に応ずれば、その需要は無際限に達するであろう。その貸出量を限度内に抑えるには、公債抵当貸の金利を手形割引や金銀抵当貸より高めに設定しなくてはならないが、あまり高

くすると国債管理上こまるといのがその真意であらう。

ここで注目すべきは、日銀金利を市中より低く設定しても、超過需要は公債抵当貸にのみ発生して手形割引には生れないと想定されている点である。この想定の本拠は、抵当貸が「固着ノ性質」をもつに對し、手形割引は商業金融にかかわり「流動宛転」止まるところがないからというにある。⁷⁾ここに、松方・加藤らの金融思想の骨格をなす商業金融主義の実体が鮮かに写し出されている。低金利で門戸を広く開くかぎり、手形割引とはいへ超過需要を呼び起さざるをえないにもかかわらず、商業手形を割引くかぎり何ら問題はないというところに、彼等の商業金融主義が未だ抽象的理念の域にとどまっていたことを物語っている。彼等は深く認識するところはなかったが、低金利による超過需要を一定量に抑えこむには門戸を狭く制限するしかなく、それが次にみるように日銀の取引先政策に大きな影を落すことになったのである。

第三の論点、日銀の創設にあたって、松方らは支店あるいは取引先に関してどのような方針をもっていたであらうか。さきに見たように「図解」では、日銀の支店網は、草創期には一つの支店もたず各県下におかれたコルレス銀行がその代行をなすものとされていたが、組織が完成したときには、大阪・横浜・仙台つづいて京都・兵庫・長崎さらにその他の県下にも支店が置かれるよう想定されていた。⁸⁾支店網の完成までどのくらいの期間を考えていたか判らないが、これによって少くとも日銀支店数を二、三の限定したものとする考えをもっていなかったことは明らかである。各県下におかれた百五十に及ぶ国立銀行群相互の孤立分断性の克服、「貨財流通ノ線路」「全国ニ貫通」することが日銀創設の大きな目的であった。そのためには日銀樞要の地を中心に多くの支店網を必要とする。それゆえ日銀再割引に誘発され殺倒するであらう過剰需要に對して、日銀は、過渡期をのぞけば一九世紀前半のフランス銀行にみられたような支店数を限定するという途を最初から閉じていた。もしそうであれば、残された途は、

再割引適格条件を極端に厳格にし、貸出窓口で選別するしかなかったであろう。この選別は、最低二名以上の裏書を有するものという極めて厳しい日銀の再割引適格条件をとおして実現された。さきの「図解」では、両替商・コルレス約定国立銀行を介する三名裏書手形の再割引が掲げられていたが、「旨趣ノ説明」をも貫ぬく取引先政策の根幹は、各地の中核的な大銀行「コルレス銀行」にかぎって再割引を行うというところにあり、その定款上の表現が二名裏書手形という規定に他ならなかったのである。

二名裏書という厳しい再割引適格条件は、日銀が「低金利」政策をとったさいに生じる過剰再割引需要に対して貸出量を狭くしぼるための信用制限手段としての意義をになうものであったが、需要側からみるならば、少数の日銀取引先銀行を介してしか日銀再割引の恩恵に浴することができないことを意味した。この条件のために会社や商人は日銀と直接取引することがむずかしくなったが、この直接取引を封ずる論理が次にみる第四の論点「銀行の銀行」理念であった。

日銀創設にあたって松方・加藤ら草創期の大蔵官僚が、日銀を「銀行の銀行」とする中央銀行理念を抱いていたことは、「日本銀行条例」をめぐる元老院会議において早くも表明されていた。⁹⁾ また「商業取引ノ図解」においても、取引の基軸は日銀―各地有力国立銀行（―国立銀行・両替商）―会社・商人からなり、ただ「名声府下ニ籍々タル豪商」についてのみ直接取引を認めるといふ、緩やかではあるが「銀行の銀行」理念に沿った取引先政策が指示されていた。この点では、日銀草創期の取引先政策理念が個人取引にあるとした通説の誤りは明らかであるが、¹⁰⁾ むしろ問題は、日銀支店の取引先政策はどうあるべきか、この点をめぐって大蔵・日銀首脳部に異論が生じ、動揺を免れなかった点にあった。

さきの元老院会議において、日銀が「各府県下一ノ銀行」とコルレス契約をむすぶのは「一銀行ヲ利シテ其反動

ヲ他ニ及ホスノ恐レ」がないかという至極当然の批判が出されたが、これに対して加藤済は、日銀が各地に支店をおくならば「其地普通銀行ノ營業ニ妨ケ」となるから、ひと「先ツ」支店をおかずコルレス契約をむすび、これを介して他の銀行に割引貸付の便を与えることができる⁽¹¹⁾と論駁している。また「日本銀行条例説明」⁽¹²⁾においては、コルレス締結の理由として「一時ニ支店出張所ヲ設立セントスルハ或ハ損益相償ハザル恐アル」(傍点引用者)と説いている。いずれにせよ、支店政策について大蔵省の意向が以上のものであれば、「図解」に示された日銀の全国支店網の構築は早急には実現しえないであろう。そのスピードは、支店の活動を本店と同様「銀行の銀行」の一環とみなすか、あるいは一段低くコルレス銀行並みに扱うかによって、大きな違いが生じる。

日銀は本店につづいて半年おかずに大阪支店を開設したが、初代支店長の外山脩造に対して日銀副総裁の座にあった富田鉄之助は「支店は単に普通銀行と取引するに止めず商業家個人とも直接取引を開始」すべしとの意向を示した。これに対して外山は、それは普通銀行の營業を侵害するもので、「銀行の銀行たるべき日本銀行の取るべき方針にあらずと抗論」⁽¹³⁾したという。日銀支店の活動も本店と同じく「銀行の銀行」原則に従うべきか否か、この点をめぐる富田と外山の日銀首脳陣の對抗の背後には、のちにみるように一九世紀末フランス銀行支店が個人取引の拡充にのり出し地元銀行との至烈な競争を惹き起したという事実が横たわっている。こうした弊を避けようとする点では、支店網に代えてコルレス網を活用しようとする松方・加藤と支店活動を対銀行取引に限定しようとする外山とは共通の認識をもっていた。ところが草創期の日本銀行を実質的に指揮してきた他ならぬ副総裁富田鉄之助の中央銀行観は、「銀行の銀行」理念に忠実ではなく、顧客と直接に銀行を介さず取引することを志向していたように思われる。このような「銀行の銀行」をめぐる路線の對抗は、まず一八八四年富田と外山の間で日銀本支店間の対立として表面化し、結局外山の辞任でひとまず鎮静化した⁽¹⁴⁾が、六年後の一八九〇年(明治二三年)外国手形を日銀

が直接割引くべきか否かをめぐって、松方二大蔵省と富田二日銀のあいだの深刻な対立として再び火をふき、大蔵大臣松方正義は富田鉄之助を日銀総裁の座から追い落すこと(14)によって「銀行の銀行」理念を固守したのである。

これまでの検討によって、日本銀行創設にさいしどのような営業政策方針が構想されたのか、その輪郭がほぼ浮び上ってきたと思われる。その構想を貫ぬくキイ概念は、「低金利」「銀行の銀行」「手形再割引銀行」からなる。

この三つの概念相互の構造連関は次の一文に要約されよう。「日本銀行は『銀行の銀行』として民間よりも低い金利で再割引し、民間の金融疏通を促す」と。ここに示された中央銀行像は、松方や加藤など日銀創設の礎を築いた大蔵官僚が、レオン・セエーを介してベルギー銀行を範としながら西欧の中央銀行を比較検討した末に到達したものであったが、その多くは、一九世紀フランス銀行に負っている。松方や加藤は、幾多の中央銀行のなから奇しくもフランス銀行に範を求め、移植をはかったのであるが、その基柢を貫ぬく三つのキイ概念相互の構造連関、およびその構造のもつ社会経済的意味にまで彼等の認識の光は及ぶことはなかった。このような日本銀行の営業政策構想は当時の金融構造にとつてどのような意味をもつものであろうか、その中央銀行としての特質を明らかにするために、その範型とされた一九世紀フランス銀行の取引政策を対置することが何よりも必要であらう。

(1) 松方正義「日本銀行創立ノ議」(一八八二年三月)『日本金融史資料 明治大正編』第四卷 九九〇頁。

(2) 「附 日本銀行創立旨趣ノ説明」同上 九九一—一〇〇七頁。

(3) 「商業取引線ノ図解」(大蔵省原稿用紙)『五代友厚関係文書』書類七二〇(大阪商工会議所蔵、国会図書館マイクロフィルムR二五—五二)。

(4) 松方正義「財政議」(一八八一年九月)『松方正義関係文書』(『日本金融史資料 明治大正編』第四卷、九八三—九八八頁)所収。

(5) 「日本銀行創立旨趣ノ説明」同上 九九五—九九七頁。

- (6) 「日本銀行条例」(第三三〇号議案) 第一、二、三読会(一八八二年六月) 『元老院會議筆記』第二二卷、五一七—五九〇頁より。
- (7) 「日本銀行創立旨趣ノ説明」『日本金融史資料 明治大正編』第四卷、九九六—九九七頁。
- (8) 「商業取引線ノ図解」『五代友厚関係文書』書類七二〇。
- (9) 「日本銀行条例」(第三三〇号議案) 第一読会(一八八二年六月) 『元老院會議筆記』第二二卷、五二五—五二六頁。
- (10) 日本銀行にとって個人取引が「日本銀行創立の理念にもとづくもの」という見解が岡田和喜氏によって主張されているが、創立理念からすれば、「銀行の銀行」理念を奉じ、個人取引に対しては消極的であったと思われる。岡田和喜「日本銀行政策の特質」『日本の銀行制度確立史』(一九六六年) 第三章、一九〇頁、および日銀『日本銀行百年史』第二卷(一九八三年) 五一頁をみよ。
- (11) 「日本銀行条例」(第三三〇号議案) 第一読会 『元老院會議筆記』第二二卷、五二六頁。
- (12) 「日本銀行条例説明」 『秘書類纂15 財政資料』(伊藤博文編) 上巻、四九頁所収。
- (13) 武内義雄編『野雲外山翁傳』(一九二八年) 四八頁。
- (14) 松方正義「横浜正金銀行ト日本銀行トノ関係ニ付松方正義ノ意見」(一八八九年) 『日本金融史資料 明治大正編』第四卷、一四三〇—一四三三頁をみよ。松方はここで中央銀行を「銀行の銀行」と規定し、二名以上の裏書を再割適格条件とするのは、「他ノ銀行ヲシテ其間ニ介立シテ仕払ヲ保証セシメ」るためと明言している。

第二章 日銀コルレス取引の意義—一九世紀フランス銀行と対比して

これまで日本銀行が組織されるにあたってベルギー銀行がモデルとされたことが幾度となく指摘されたにもかかわらず、中央銀行の諸類型、世界史的意義を問うという視角が稀薄であったため、日銀の営業政策が世界史的にみて如何なる意義をもっているのか、極めて茫洋としていた。こうした視角から日本銀行の位置を明確にしようとするならば、範とされたベルギー銀行を介して大きな影響を及ぼしたフランス銀行との距離・異同が測定されなくては

はならないであろう。ここでは、これまでのフランス金融史の成果をもとに、一九世紀フランス銀行の変貌を概括し、それとの対比のなかで日本銀行の営業政策における後進国中央銀行としての特質を照射する。

これまでのフランス経済・金融史研究によれば、⁽¹⁾一九世紀フランスの金融市場とそこにおける中央銀行の活動は、一八四八年革命によって二分されるという。一九世紀前半のフランス銀行は、大個人銀行(Haute Banque)のため、パリを中心とする狭い範囲での発券⁽²⁾低利再割引銀行であった。そこでは勃興する商工業者の手形は大個人銀行の厳格な網の目をおしてしか、フランス銀行の低金利の便益に浴することはなかった。その技術的な裏付けがフランス銀行の二名裏書という再割引適格条件であった。フランス銀行のこうした狭隘かつ厳格な営業方針は四八年革命をさかいに次第に払拭されてゆく。大預金銀行が新たに成立するにともないフランス銀行は全国的発券独占を確立する。と同時に七〇年代以降全国各地に無数の支店網を開設し、銀行を介さない個人との直接取引を積極的に拡充していった。フランス銀行は、このように窓口をひろく開きつつその再割引金利を低く抑えることによつて、市中の金融疏通の促進をはかったのである。

一九世紀フランス銀行の活動を取引先政策の点からながめてみるならば、前半期は「銀行の銀行」をめざしていたのに対し、後半期は支店網と個人取引を拡充することによつて「銀行の銀行」とは対蹠的な方向をめざしたといえよう。フランス銀行の低金利策も、この取引先政策の転換によつて、前半期⁽¹⁾大個人銀行のための低金利から、後半期⁽²⁾商工業者のための低金利へと、その意義を変えざる。注目すべきことに、このような支店網と個人取引の拡充は一九世紀後半のドイツ中央銀行を貫ぬく特徴でもあった。全国支店網をもたず「銀行の銀行」として君臨するイングランド銀行からみるならば、一九世紀末の独仏中央銀行の取引先政策は際だっている。ここに着目するならば、「銀行の銀行」型と大陸型という二つのタイプの中央銀行像が浮き彫りにされよう。

一八八二年日本銀行創設當時、フランス銀行は「銀行の銀行」型から大陸型へその取引政策を転換しつつあった。松方・加藤ら草創期の大蔵官僚は、日銀創設にさいしてベルギー国立銀行を範にとったが、彼等が描いた中央銀行像は「低金利」「銀行の銀行」「再割引銀行」、そのいづれも一八四八年革命以前の「金融寡頭制」下のフランス銀行に近いものであった。発券集中、預金銀行化の途上にあるという点でも一八九七年（明治三〇年）金本位制移行までの日本の信用構造は一八四八年革命以前のフランスの信用構造に近い。にもかかわらず、各地方において発券特権を与えられた国立銀行群を全国的規模で統括するという中央銀行機能を最初から求められた点で、日本銀行は四八年革命以前のフランス銀行とは同一視できない。範とされたベルギー国立銀行の定款にはみられない内地コルレス契約の条文が日銀の定款に盛り込まれたのは、³⁾この全国統御の課題ゆえであった。一九世紀後半フランス銀行が支店網を拡充していったと並行して、日本銀行は全国枢要の地の国立・私立銀行との間に全国コルレス網を構築したのである。

勃興する全国の商工業者の金融疏通に資するという課題に応えるべく、独仏の中央銀行は「銀行の銀行」理念の枠を超えて、全国支店網による個人取引の拡充という新たなタイプの中央銀行像を構築していったのに対し、日本ではこの課題を「銀行の銀行」方針を崩さないかぎりを受け入れたのである。恐らく松方や加藤は、レオン・セエーを紹介してであろう、中央銀行の支店⇨個人取引拡充策のもつ積極的意義を認めながらも、「低金利」策をとる以上、それは地元銀行の顧客を侵蝕する結果に終るといふ弊害を知っていたに違いない。ここで「銀行の銀行」理念を守りながら、なおかつ勃興する全国商工業者の金融疏通に資するために松方が切り開いた方策が、日銀の全国コルレス網であった。中央銀行がコルレス取引を積極的に展開しなければならなかったところにこそ、一九世紀末急遽創設された後進国日本の中央銀行の段階的特質が集中的に表現されている。その段階的⇨構造的意義をよりクリ

アにするために、次に、イギリス流の自由主義思想家田口卯吉の批判を對置しておこう。

「創立旨趣ノ説明」において表明された松方の以上の如き日本銀行構想に對して、自由主義者田口卯吉は、『東京經濟雜誌』によつて徹底的な批判を加えた。⁽⁴⁾ (1)内國「為替取引の事は中央銀行の重なる目的にあらず」、(2)「金融必迫の時に當りて他の銀行を補助する」ために、「平時は常に政府に貸与す」べし、(3)「割引を行はんとするも商人等未だ手形取引の習慣なきを如何せん」、(4)「外国手形を割引し貨幣を国内に吸収せんとするは全く日本銀行に魔力ありと思考するより発したる妄想」なりと。

田口は、紙幣整理と並んで松方が日銀に課した、金利低下・金利平準化・為替操作など殖産のための施策を全て排除する。田口にとって日銀の設立目的は不換紙幣の整理と官金の委託に局限されるべきであり、松方が求めた官立の中央銀行を介して「人民の營業を奨励」する意義を全く認めなかつた。こうした田口の見解の独自性は、日銀取引先政策のうちに集中的に表現されている。

田口は、国立銀行から官金為替業務を奪うという理由から日銀が支店をもつことに反対であつたし、また日銀が地域的資金需給調節のために内國為替取引を行うことにも批判的であつた。この見解に従うならば、日銀の民間取引先は地域的にも極めて制限されざるをえないであろう。さらに、日銀もいずれは「諸銀行の余剩資本を始め大会社の預金をも引受け」「銀行の銀行」として機能しなくてはならないが、それには「尚歲月の久しきを要する」であらうから、それまでは「政府の銀行」に専念すべきであると限定づける。ここに描かれた中央銀行の姿は草創期Ⅱ原蓄期の英仏中央銀行に近い。

一九世紀末、帝国列強の圧力のもとに開國を迫られ、「封建」的地方分散性が濃厚なまま急拠全国組織をつくり上げねばならなかつた、極東の一後進國の中央銀行は、もはや草創期英仏中央銀行と同じではありえなかつたであ

ろう。まして、大陸系の中央銀行はその後「政府の銀行」から「銀行の銀行」、さらに支店網と個人取引の拡充に努めつつあり、後進国の中央銀行はその影響をぬきには語れない。田口の批判は原蓄期中央銀行という共通点から照射したところにその独自の意義があるが、後進国中央銀行の負わざるをえないディレンマから身をそらしたために、現実性において一歩欠けるところがあったのではないか。

松方が日銀を介して民間金融を振興しようとしたのに対し、田口が批判を發した立脚点は自生的發展論にあった。兩者の違いは、松方が当時の民間金融のありようを欠陥に満ちた変革すべき状態とみていたのに対し、田口は民間金融の力量を信じ、上から強引に変革しうるものではないと考えていたところに由来する。地域的金融の繁閉調節は三井・第一などの民間コルレス網に委ね、日銀が関与すべきでないと言ひ、足利手形流通にみられる自主的展開を高く評価し、また日本伝来の商慣習を重視し、変革するにしても上からの金融的干渉によってではなく商業組織そのものを變革すべしという主張のうちに、自由主義思想家田口卯吉の眞価が遺憾なく發揮されている。

このように松方⇨日本銀行論に対する田口の批判が、単なる技術論の次元にとどまるものでなく、より基本的な發展戰略論の違いにもとづくものであるならば、その評価は短期的に決すべきでなく、後進国日本における金融發展をめぐる伝統と革新の問題として長期的・構造的な展望のなかでひとつひとつ検証されなくてはならないであろう。ここでの課題は、その一こまとして、中央銀行としては特異な意義をもつ日銀コルレス取引が、勃興する明治初期金融市場にどのような影響を与えたか、検討するところにある。

(1) 辻山昭三「制限選挙王制の時期におけるフランス銀行の性格」『史学雑誌』六九卷一号、一九六〇年一月、R. Cameron, France, 1800—1870, *Banking in the early stages of industrialization*, New York, 1967 (正田健一郎訳『産業革命と銀行業』日本評論社、一九七三年)、権上康男「一九世紀末・二〇世紀初頭におけるフランスの通貨・信用構造とフラン

ス銀行の『高正貨準備』、『エコノミア』六五号、一九七九年、千葉正憲「一九世紀末フランス銀行の金融政策と社会的対抗——一八九七年フランス銀行特權更新法の国会審議分析」、『土地制度史学』九八号、一九八三年一月、中川洋一郎「通貨の地理的循環——次大戦前夜のフランスの事例——」、『社会経済史学』四九卷三号、一九八三年八月、ならびに Andre Liesse, *Evolution of Credit and Banks in France* (Report of the National Monetary Commission, Vol. 15), 1909. 日本銀行調査局『仏蘭西銀行』(青木隆稿)一九一七年。なかでも權上論文は興味深く、そこから多くの教示をうけた。

(2) *Interviews on Banking in Europe* (Report of the National Monetary Commission, Vol. 1) 1912. なかびと補見——正・島本融『独逸金融組織論』一九三五年。

(3) 『日本銀行百年史』第一卷、一七三—二〇七頁(一九八二年一〇月)において初めて、日本銀行とベルギー國立銀行の条例および定款の詳細な比較検討がなされた。

(4) 田口卯吉「中央銀行を論ず」(一、二、三)『東京經濟雜誌』一一五—一二七号、一八八二年六月、および同「日本銀行創立の主意書を読む」同上 一一九—一二四号、一八八八年六、七、八月。

第三章 全国コルレス網の構築——「連帶為替」制と日本銀行

一國の中央銀行のありようは、いうまでもなくその國の金融市場の構造に規定され、両者の関係は、中央銀行の取引先政策のうちにも写し出される。このように取引先政策に絞って各國の中央銀行を一望してみると、これまで典型とされてきた、ロンドン大銀行を中心とする支店銀行制度(Branch Banking System)の上に聳立するイングラ⁽¹⁾ンド銀行はその一極地にすぎないことを認めざるをえないであろう。他方の極地には、州単位の支店をもたない単一銀行制度(Unit Banking System)の上に成立する地方分権的なアメリカ連邦準備銀行があり、また全国支店網⁽²⁾を敷き個人取引を積極的に展開する独仏の「大陸型」の中央銀行は、「銀行の銀行」をめざすイングランド銀行やアメリカ連邦準備銀行とはまた別のタイプを形づくる。このように欧米中央銀行に限っても、金融市場との関わり

において多様なタイプが浮んでくるが、その違いの底には、各国金融市場の地域的構造の違いがひとつの要因として横わっている。ロンドンを中心に全国的に統合されたイギリスの金融市場はひとつの典型には違いないが、むしろ特殊なケースとみるべきであろう。このような視点をもつことによってはじめて、金融市場に地域的分断性を色濃くのこした後進国の中央銀行の姿を現実にもつて把えることが可能となると思われる。

こうしたひろがりのなかで日本銀行をとらえるならば、前章でみたように、その中央銀行としての独自性は、コルレス網による取引先政策にあった。「封建」から「府県」へ金融市場の全国統合化の牽引力たることを求められた日本銀行は、地方分散的な国立銀行と競合することなく、かつそれらを相互にむすびつける紐帯としてコルレス網の構築に力を注いだ。このような日銀の試みがどのような意義をもっていたのか、この点を明らかにするために、既に胎動しつつあった内国為替決済機構をめぐる自生的な展開がまず明らかにされなくてはならない。

日本における近代的銀行は、一八七六年（明治九年）の国立銀行条例の改正にその起点を発する。維新変革における政府紙幣の増発によるインフレーションの収束と近代的銀行の確立を同時に解くモデルとして、南北戦争後のアメリカ National Bank が掲げられた。アメリカ国法銀行制度は、合衆国に根ざす地方分権主義によって中央銀行をもたず、州単位に分断された支店なき単一銀行制をとったが、幕藩体制が崩壊した直後の、今なお「封建」的地域分断性が色濃く残っている当時の日本の状況から、アメリカ流の「単一銀行」モデルが導入されたのである。

当時既に三井・小野・島田組などの伝統的な両替商は、維新政府と結びつき大蔵省あるいは府県の為替方として全国支店網を構築し、「貨財流通ノ権ハ殆ント彼等ノ掌握スル」³形勢にあった。それは変革の過程で大阪を中心とする旧来の高度な信用関係が崩され、自らの立脚点を失った巨大両替商がとった新たな体制への順応の試みに他ならなかった。府県為替方業務に早くからとりくんできた小野組は、一八七二年（明治五年）すでに二一の出張所を

もち、立遅れた三井も七三年にかけて一三に及ぶ支店網を設け、全国的な為替網を構築していった⁽⁴⁾。しかし、紙幣回収に苦しむ維新政府は、旧幕下以来の三井を筆頭とする伝統的な巨大両替商にかえて、アメリカ流の国立銀行を軸とする近代的金融機構の創設に力を注いだ。この転換によって、各地に支店を開き府県為替方を引受けるなかで旧両替商が構築しつつあった全国公金為替網は一挙に崩壊に追い込まれるに至った。ここで「単一銀行的」で支店をもたない地方的な国立銀行を中心にして、全国為替決済網の構築が緊急の課題として浮び上ってくる。この課題にむけて、各地の国立銀行および私立銀行の相互の間で全国にひろがる密集したコルレス網が構築されていったのである。

そのさががけは、一八七四年（明治七年）第一国立銀行による小野組長崎支店との約定に求められるが、本格的展開は七六年国立銀行条例改正以降、とくに明治十年代に入ってからである。大蔵省『銀行局年報』によると、一八七七年六月末においてコルレス線は全国僅かに一〇線にすぎなかったのが、二年後の一八七九年六月末には、本店一五〇、支店七九、コルレス線三三八、翌八〇年六月末には本店一五二、支店九四に対してコルレス線は実に一〇二七へと飛躍的な拡大を遂げた。この僅か三年間における伸長によって全国コルレス網の骨格が次第に姿を現わすに至った。

その際だった特徴は、大都市の大銀行への集中にあった。八〇年六月末コルレス線の大都市への集中状況をみると、東京に統括されるもの二二一、大阪一六三、京都七八、横浜四八、神戸四二で、とくに東京・大阪への集中が際立っていた。五大都市あわせて五五二線に達し、残りは各地交互連絡するもの三五八、府内管内のもの一一七にすぎなかった。

一八七九年から八〇年にかけて東京・大阪両軸の統括集中度は五九％から三八％へ低下したが、それは地方間の

第1表 一八八〇年六月末コルレス線上位二五行

順位	銀行名	支店数	コルレス線数	累シエア
				(%) 積
1	東京 第一	8	130	12.7
2	〃 第三	2	78	
3	〃 第四十四	6	73	
4	〃 三井	18	50	
5	福島 第六	2	42	36.3
6	大阪 第十三	2	39	
7	〃 第三十二	2	29	
〃	福島 第七	2	29	
9	大津 第六十四	3	27	
10	浜松 第二十八	1	26	50.9
11	長崎 第十八	0	24	
12	横浜 第七十四	2	23	
〃	新潟 第四	1	23	
〃	大阪 第三十四	1	23	
15	大富 山 第二百二十三	0	22	62.1
16	東京 第九十五	4	19	
17	〃 第四十五	2	18	
18	上田 第十九	2	16	
19	松本 第十四	1	15	
〃	福岡 第十七	1	15	70.2
〃	和歌山 第四十三	1	15	
22	豊橋 第八	2	14	
〃	名古屋 第十一	0	14	
〃	栃木 第四十一	1	14	
25	仙台 第七十七	0	13	77.0
上位二五行 総計		64	791	
全行一五〇行 〃		104	1,027	100.0

(1) 『銀行局年報』(第二次)コルレス付表より作成。

(2) 国立銀行の支店数は同(第三次)1881年、三井銀行については、「三井銀行計画書」(1880年6月『日本金融史資料 明治大正編』第三卷、四五頁より。ただし出張所は含まず)。

コルレス網が著しい拡充をみせたことを示している。しかし、このことからいきなり都市大銀行に比して地方銀行がコルレス網の編成において優位に立ったと結論しえない。左に掲げた八〇年六月末コルレス線数上位二五行(第一表)を一瞥するならば、第一、第三、第四十四の東京に本店をおく三つの国立銀行が際立っており、それに私立三井銀行を加えた上位四行で全国コルレス線の実に三二%を占める⁽⁶⁾。そのあと五位から八位を福島二行、大阪二行が占め、それに各地の地方大銀行が連続している。注目すべきことに、大阪へ統括されるコルレス線の比重が高

いにかかわらず、その中核たるべき大阪本店銀行のコルレス線はさほどふるわなかつた。東京系の第一、第三、第四十四国立銀行が、東京ばかりでなく大阪・京都をはじめ各地に支店を置いて積極的にコルレス網の構築に努めたのと対照的である。それは、大阪の第十三国立銀行のコルレス網の半ばが東京の第四十四国立銀行の東日本を中心とする支店群との約定によるものであったことにそれは象徴されている。

全国コルレス網創出の牽引力となつた第一、第三、第四十四国立銀行ならびに三井銀行のうち、第三をのぞく三井は、当時としては際立つた支店数をもつていた。なかでも、第一と三井の両行は大阪・京都・横浜・神戸の大都市以外に、東北を中心に多くの支店・出張所を擁していたが、それは米穀など荷為替取引の拡張とならんで、府県為替方など官金取扱業務にひきつけられてのものが多かつた。とくに旧兩替商の三井は、支店・出張所を三ヶ所を有しながら、コルレス線は僅かに五〇にすぎず、官金取扱業務に比してコルレス取引についてはさほど積極的にあつたとは言いがたかつた。

三井が府県為替方に則した支店政策をとつたのに対し、第三国立銀行は東京・大阪・横浜三店を軸に全国商品流通の展開に則した全国コルレス網を構築しつゝあつた。一方、トップを切る第一国立銀行の支店・コルレス網は、いわば両極端にある三井と第三双方の性格をあわせもつものであつた。もうひとつの、第一国立銀行に次ぐコルレス網をもつ第四十四国立銀行は、第一と並ぶ支店網を擁していたが、それは北海特産物の商品流通を媒介するためのものであつて、第三国立銀行とは、支店政策の点で対極に立ちながら、商品流通の流れに乗っている点で同一の性格をもつものであつた。それから二年後の八二年九月、第三国立銀行はこの第四十四国立銀行を合併することによつて、さらにその商品流通的色彩を強めることとなつたのである。

コルレス線保有において上位を占める地方銀行は、福島、大津、浜松、長崎、横浜、新潟、富山、長野など生

糸・茶・米穀をはじめとする新旧の特産物流通の拠点に位置する地方の大銀行が並ぶ⁽¹⁰⁾。それは、支店を一つか二つしかもたず、コルレス網によって商品流通を媒介する点で、第三国立銀行の地方版といった色彩が強い。当時の全国商品流通網が形成されつつも、未だ地方間に深い分断的性格を強く残している状況下においては集散地の地方大銀行は、支店のかわりにコルレス網によってそれを架橋するしかなかったのである。そして地方銀行が商品流通の流れに沿ってコルレス網を構築しようというとき、他方に第一、第三、第四十四、三井をはじめとする都市大銀行の支店・コルレス網拡大の強い動きがあつてはじめて、可能となつたのである。言わば、一八七七年から八〇年にかけて、官金取扱と商品流通の二つの動機からする都市大銀行による全国支店・コルレス網の構築の動きと、新旧特産品流通をになう集散地の地方大銀行によるコルレス網創出の動きがあいまつて、全国コルレス網の礎石が築かれたと言えよう。

しかし、地方銀行の側からみれば、こうした全国コルレス網へ参加しえた銀行は、地域的にも偏りがあり、また一部大銀行に限られていたと言わざるをえない。地域的には東京・大阪間の中央部に厚く、山陽・山陰あるいは東北地方に希薄であつた。その後のコルレス網の伸張のなかでこうした不均衡は上層から次第に埋められていったが、結局のところ都市大銀行と地方大銀行優位のもとに進められるかぎり、こうした不均衡はさけられるものではなかつた。こうした不均衡を解消し、各地に点在する国立・私立銀行全体を結ぶ体系的な試みが、次にみる地方銀行主導の「連帯為替」であつた。

「連帯為替」制は、一八八〇年（明治一三年）九州銀行同盟会の成立にさいし、第十八国立銀行によって「為替拡充の方案」⁽¹¹⁾として建議された。その「方案」によれば、「金融ヲ疏通セント欲セハ宜シク為換ノ途ヲ拡充スヘキ」にもかかわらず、百五〇行二百店を越える国立銀行のうち「為替取組ノ約定ヲナセシモノハ其中僅少ニ過ギズ、故

ニ為替ノ取組甚ダ不便ニシテ隔地間ノ金融円滑ナラズ」という状態にあつた。この欠陥を克服するためには、これまでの私的コルレス契約にかえて、全国の国立銀行全店が参加する「連帯為替」制を導入しなくてはならない。その骨格は、「東京・大阪ノ両所ヲ以テ同盟銀行の根拠トナシ、函館・仙台・新潟・名古屋・広島・長崎等ノ各所ヲ以テ取扱店トナシ、其他ノ銀行ハ区域ヲ定メテ之ヲ取扱店ニ連続」し、全ての為替取組を「東京・大阪ノ両根拠店ニ於テ貸借振替勘定ヲ以其局ヲ結ブ」というものであつた。平戸の銀行から八戸の銀行への送金を為替取組にともなう貸借決済を、長崎と仙台にあるそれぞれの上位取扱店を介して、大阪と東京の根拠店の貸借振替によつて行つたという全国集中振替決済機構に他ならない。その取り組みは「參着幾日限り」の「並為替」を対象とし、一回の送金は「百円」以下に限つた。一行が借りうる金額は「貳千円」までとし、その根抵当として、公債証書を「大蔵省若クハ第十五国立銀行へ」預けるといふ構想であつた。

当時出現しつゝあつた全国コルレス網が東京を中心とする都市大銀行主導とする上からの展開であつたのに対応して、この「連帯為替」構想は、地方中小銀行↓地方大銀行↓都市銀行へ、下から上へとつみあげてゆく、地方大銀行主導の全国コルレス網構築の試みであつた。このような地方分権的色彩の濃い下からの決済機構創出の動きは、北米合州國に範をとつた国立銀行（「単一銀行」）体制そのものに由来する。この問題は、すでに国立銀行券の相互交換決済というレヴェルで現われ、暗中模索の議論がつづけられていた。「連帯為替」構想のもつ金融構造の意味を明らかにするためにも、この先行する議論を一瞥しておこう。

国立銀行の経営が軌道についた一八七七年（明治十年）七月、擇善會第二回集會において渋沢栄一は「銀行相互ニ他店発行ノ紙幣ヲ以テ各交換準備ノ内ニ加へ」ることによつて、銀行券の流通を促進すべしと大蔵省に開票したことを報告しているが、⁽¹²⁾ 渋沢は、第一国立銀行より米國銀行研究のためアメリカへ留学派遣され帰國したばかりの

種田誠一を中心に、孤立分散する国立銀行相互をむすぶ全国的な銀行券・手形・為替交換決済機構の創設に力を注いでいた。

一年後の一八七八年七月、まず種田誠一（第三十三国立銀行支配人）が、擇善会第一二回銀行集会において「為替広通方法」を提起し、一方渋沢も第一三回集会において「ゼエボンス氏通貨論ノ憑信ノ部」を訳し、ロンドンにおける手形決済機構の概要を紹介している。こうした準備・教育過程をふまえて、同八七年十月（第一五回集会）、
 「交換所設立及び『コルレスボンデンス』法広通ノ議案」⁽¹³⁾が正式議題として提出された。提案者である種田は、まず手形決済機構をめぐる英米銀行制度の違いを強調する。イギリスにおいては、大銀行は多くの支店を有するから、手形決済は本支店間の振替ではたされる。これに対し「米國銀行ハ各地各群ノ銀行皆各独立スルヲ以テ英國ノ如ク本店ノ數支店ヲ統括スル」ことができないから、ロンドンとは違った「一ツノ良法」すなわち「紙幣交換準備制」が生れる。一六交換府銀行を選び、そこへ府内地方銀行は一五%の紙幣交換準備を預け入れ、錯綜するコルレス取引は相互の当座勘定を通して最終的に交換府銀行の紙幣準備によって決済される。これに対して、日本の「銀行ハ既ニ米國銀行ノ方法ニ基ズキ設ケラレタ」から、アメリカ紙幣準備行制によるべしと、次のように具体案を提示する。「各都會の地に在る巨大銀行を以て各地方銀行の發行紙幣交換店たる名儀（即ち代理店）を有せしめ、而して其交換店に於ては各地方銀行紙幣の準備を転備すべきを以て又是に從て『コルレスボンデンス』広通ノ方法ヲ設ケベキ」と。すなわち東京・大阪・京都・名古屋・長崎・新潟等の交換府を選び、その都府銀行は地方銀行から紙幣準備を利子付きで預かり、決済は小切手に似た「振出手形ノ広通」によるものとする。

つづく第一六回集会において、渋沢は問題を、法改正によって「一律遵行」するか、あるいは「私的條款」⁽¹⁴⁾によって行うか、さらに絞った。それをうけて議論は、法制によって都市小銀行が交換店となった場合に生じる不測の

困難をめぐって、種田誠一（第三十三）、原六郎（第百）と安田善二郎（第三）、原善三郎、原田銀造（第四）との間に対立をみた。これに対して、種田は、たとえ交換によって都市小銀行が一時的窮迫に陥ることがあっても、醫師嘉民（第五）のロンドン・クリアリングハウス得失論をうけて、「交換所ヲ設置シ」「交換ノ途肅然」⁽¹⁵⁾となれば資金の緩急に応じることができると手形交換所の重要性を指摘し、また万が一の保証としてアメリカにならって「交換準備ノタメ資本ノ内若干ノ金円ヲ大蔵省ニ納」めておけばよいと強い説得を試みた。

その結果、漸く第一七回集會（同年一二月）において「国立銀行発行紙幣交換法設置之儀ニ付建白」が提出されたが、その骨子は次の点を政府に要請するというものであった。各地方銀行より発行する紙幣の多くは東京・大阪等に湊集するが、銀行条例によれば東京・大阪の本支店銀行以外は交換の方法がなく、とくに地方銀行は不便であるから、「米國交換店設置ノ方法ヲ酌量シ」、東京・大阪の交換店に交換準備をおき、その三分の一を振替決済に使えるよう条例を改正する。⁽¹⁶⁾

ここで注目すべきは、種田案においては東京・大阪以外に名古屋・長崎・新潟等にも交換店を置くよう想定されていたのが、ここでは東西二店に絞られている点である。さらに原・安田・辻（第四）・北川（第十五）らは、交換準備に資金が固定されるのを嫌って、交換準備の運用部分を二分の一に拡大し、「東西ヲ一ニシテ代理店一座ヲ設ケル」よう「痛論劇議」に及んだ。その結果、この二つの条件を受け入れることで落着、政府へ建策されることとなった。

擇善会によって提起された国立銀行間の「銀行券交換」構想は当局において損壊紙幣交換のみが取り上げられたにすぎず、核心的なアメリカを範とする交換準備制については容れられなかった。渋沢は七九年四月の第二二回集會において、このことを察してか、「瑞西國紙幣銀行同盟條約并申合規則」（一八七六年七月）の翻訳を掲げ交換準備⁽¹⁷⁾

制の紹介に努めながら、力点は銀行券交換準備制ではなく内國為替決済制度においていた。すなわち、「為換互約」(コルレス契約)は「商業上至便」であるが、しかし、これまでの二銀行間の私的コルレス契約では為替が一方に偏したとき通貨を現送しなければならず、各地間の金融繁閑調節も充分に行われ難いこと、この欠陥はコルレス契約を二行間から「全国一般」に及ぼし多角決済が可能となれば除去しうること、それゆえスイス紙幣交換制が同時に果している全国為替決済の「端緒」を「我國為替ニ適用セン」と渋沢は訴えた。

渋沢は孤立分散する国立銀行相互の連関機構の構築に力を注いだが、アメリカ準備銀行制にならった銀行券全国交換決済構想が当局に受け容れられず挫折したあとは、内國為替をめぐるコルレス網という遙かに後退した方途しか残されていなかった。鋭敏かつ柔軟な渋沢は逸早く課題の転換をはかり、その範例として、僅か三年前にスイス・チューリッヒ州で施行されたばかりの銀行券・為替交換制、すなわちドイツ系振替決済制度に着目したのである。

この渋沢による全国為替決済構想はその後、擇善会において何故か議論されることはなく、のちにみる為替取引所がそのひとつの帰結であったが、それから僅か一年あまりして、この構想を引き継ぐかのように、九州銀行同盟会によって「連帯為替」制が活動を始めた。擇善会の「銀行紙幣交換」構想が、地方↓都市へと集中する都市大銀行主導の銀行券交換機構であったとすれば、九州銀行同盟会の「連帯為替」構想は、地方中小銀行↓地方大銀行↓都市銀行へと積み上げてゆく地方大銀行主導の内國為替決済機構であった。アメリカ交換準備制に準じた擇善会の「紙幣交換」構想、あるいはその挫折のうちに渋沢がスイス紙幣交換制に着想をえた内國為替決済構想、またその線上で陽の目をみた「連帯為替」制、そのいずれも、成立しつつある国立銀行の根幹に刻み込まれた地方分断性を如何に克服してゆくか、この課題に対する分権的な下からの試みに他ならなかった。全国商品流通の新たな胎動のなかで、もはや国立銀行は全国金融連関の紐帯をもたずに孤立分散したままで存立しえない状況にあった。この全

國金融連関強化のはてに分権的な中央銀行が漸次要請されるに至る。それゆえ、これらの構想は、政府・大蔵省による絶対主義的官治的中央銀行構想に対して、分権的な中央銀行に至る民間による下からの試みとして高く評価されねばならない。発券レヴェルでのアメリカの分権的な銀行券交換制↓連邦準備銀行制につらなる擇善會の「紙幣交換」構想が挫折したあと、全国連関強化の試みは「連帯為替」制をめぐって、内國為替決済のレヴェルでつづけられたが、地方分断的色彩の強い後進國の中央銀行にとって、この問題は避けることのできない重要な課題であった。第十八國立銀行の提唱による「連帯為替」制は一八八〇年（明治一三年）九州銀行同盟会によって成立したが、その集中決済機能を生かすには、地方的なものから全国的なものへ、その同盟範圍を拡げることが必要であった。

日銀が活動を開始した直後の一八八三年、九州銀行同盟会は第十八國立銀行の松田源五郎を派遣し、「全国連帯為替施行ノ儀」⁽¹⁸⁾を携え、日銀および東京銀行集会所と交渉を開始した。この雄大な構想に対して、日銀ならびに東西の銀行集会所は消極的姿勢を崩さなかった。日銀は当時かかえていた銀行条例改正など事務繁忙を理由に、また東京銀行集会所は「全国各銀行大集會開設ノ義」⁽¹⁹⁾については「我同盟会ニ於テモ曾ツテ企圖セン所ナリト雖トモ未タ時機ニ至ラサルヲ察シテ之レヲ発セザリシ」と、種田川銀行券交換構想あるいは渋沢川内國為替決済構想の挫折を想起し、時期尚早を理由に不同意を表明した。

九州に発する「連帯為替」制全国化の試みは、決済軸となるはずであった東京・大阪によって拒否されたが、豫讃銀行同盟会の発起により一八八八年（明治二一年）中国・四國銀行同盟会が、さらに九三年には國立銀行一三行⁽²⁰⁾によって奥羽・北海銀行同盟会が成立したのにとまない、本州中央部を除く全ての地域で「連帯為替」制が採用された。結局のところ全国「連帯為替」構想は、九州・中国・四國・東北・北海道という周辺部分を広くおおう形で実現し、中央の拒否によってその包圍網を統括する決済軸を欠き、その決済力は著しく減退してしまつたのであ

る。決済効果を増大するには、「連帯為替」の適用領域をひろげるしかなく、中国・四国の場合には、銀行同盟に参加しない銀行や中国・四国地方に本店をもつ大阪支店の「連帯為替」への参加を許した。また九州と中国・四国の両「連帯為替」は一八九七年（明治三〇年）に統一して連帯取引を行い、一九〇〇年には両者統一して西部銀行同盟会が結成されるに至った。結局、西部銀行同盟と東北・北海銀行同盟が東西両翼に対峙する形で「連帯為替」制が成立し、これと都市および地方の大銀行をつなぐ東京・大阪を軸とする本州中部の私的コルレス網が結びつくことによって、支店なき国立銀行制度に適合したコルレス網の骨格が創出されたのである。

「連帯為替」制に対して、日銀および東西の銀行集会所は何故反対したのであるうか。さきにみたように、渋沢がかつてスイス紙幣銀行同盟に拠って、全国為替決済機構を構想し、その線上に「連帯為替制」が結成されたことからすれば、渋沢⇨東京銀行集会所の姿勢は今ひとつ首尾一貫性を欠く。たしかに、「連帯為替」は地方の中小銀行にとって為替取引が可能となる点で大きな便益をもたらすが、決済軸となる東京と大阪の銀行にとっては、損益相半ばするものであったろう。東西の根拠店には大量の為替資金が滞留するという利益があるが、と同時に複雑な事務も集中する。しかも、その負担は資金滞留の当然の見返りの「義務」とみなされ、⁽²¹⁾手数料は低く抑えられたのである。しかし、これが決定的な理由とは思えない。日銀と東西の銀行集会所がともに拒否の姿勢をとった背景には、こうした都市大銀行の損得計算以外に、後進国日本における中央銀行像をめぐる対抗が絡んでいたのである。すなわち、九州・中国・四国・東北・北海道の周辺から、地方銀行⇩地方有力銀行⇩都市大銀行へと集中する「連帯為替」制は、孤立分散的金融構造のなかに幾つかの中枢部位を創出せしめ、その頂点に立つ都市巨大銀行はワシントンに対するニューヨークの如く、半ば「中央銀行」の位置に立ち、誕生したばかりの中央銀行⇨日銀の支配力に拮抗し、それを凌駕する可能性を孕むものであった。

一國の金融構造において、地方分断的性格が強ければ強いほど、内國為替など地域間の連関機構は重要性をまし、それを無視しては中央銀行はその責務を全うしえない。独仏の大陸型中央銀行は尨大な支店網を築くことによつて「恰も心臓の血液循環を司どる」⁽²²⁾巨大な支配力を掌中にしえたが、日本銀行は国立銀行の營業地盤を蚕食するおそれのある支店網をもたずに、各地の有力銀行とコルレス契約を結ぶことによつて、国立銀行の分散孤立性を克服し、全國統御を達成しようとしたのである。ところが、「連帶為替」制の全國化が達成されるならば、上からの統御をめざす絶対主義的官治的中央銀行に日本銀行はその足下を、下からの地方分権的な「中央銀行」化の動きによつて浸蝕されることとなる。内國為替網を介してしか金融調節の手だてをもたない日本銀行にとつて、このような「二重権力」状態を避けるには、「連帶為替」制の全國化に歯止めをかける必要があり、全國「連帶為替」の決済軸となるはずの東京・大阪両銀行集会所が「連帶為替」へ参加することを嫌つたのである。これによつて雄大な全國「連帶為替」構想は都市決済軸をもちえず、地方的な為替決済機構におしとどめられた。日本銀行は自ら都市および地方の大銀行との間に全国的なコルレス網を構築し、東西周辺にひろがる地方的「連帶為替」網と、東京・大阪の都市大銀行による私的コルレス網とからなる民間の為替決済を上から統御する方策をとつたのである。

- (1) 一九世紀イングランド銀行の支店政策も変貌をとげつつあつた。この点については、関口尚志「イングランド銀行パーミナガム支店―『地域』からみた中央銀行政策形成史」『経済学論集』(東大)四七卷一、二、一九八一年七月、をみよ。
- (2) この支店銀行制度と單一銀行制度の視角から、イギリスに対するアメリカの金融機構の特質を鮮明に描き出したものとして、R. S. Sayers, *American Banking System*, 1948 (邦訳 森川太郎『アメリカの銀行組織』一九五七年)がある。
- (3) 大藏省『銀行課第一次報告』(自一八七三年六月至七九年七月)一三三頁。
- (4) 『三井銀行 一〇〇年のあゆみ』(一九七六年)一九頁。
- (5) 大藏省『銀行課第一次報告』一三二―一三六頁および『銀行局第二次報告』(自一八七九年七月至八〇年六月)一〇〇―

一五〇頁。

(6) 上位四行のコレス網は相互にむすんだものがないのに対し、下位行のコレス線は上位行とむすんだものが多い。それゆえ、第1表の累積シェアは、上位四行については実態を示しているが、下にさがるほど二重計算が多くなり、割引いて考えなくてはならない。

(7) 『三井銀行 一〇〇年のあゆみ』二九頁、および『第一銀行史』上巻(一九五七年)四〇三―四〇七頁。

(8) 高嶋雅明「国立銀行の経営破綻と合併―東京第四十四国立銀行の場合」『九州産業大学商学論叢』九巻三号、一九六九年を参照。

(9) 商品流通をめぐる第十三と第三両行の対照性をえぐり出したものとして、伊牟田敏充「松方デフレ期の大阪第十三国立銀行―同行『實際考課状』の分析」(『証券経済月報』四六号、一九六三年五月所収)を参照せよ。

(10) 商品流通と国立銀行の関わりについては、前掲論文のほかにも多くの個別銀行史研究がある。土屋喬雄『地方銀行小史』(一九六一年)、杉山和雄「明治前期の地方銀行―福島第七国立銀行の分析」『金融経済』七六号、一九六二年、同「創業期の横浜第七十四国立銀行」同 七七号、一九六二年、原司郎『明治前期金融史』(一九六五年)における横浜第一、第七十四国立銀行分析、間宮國夫「松方財政下の国立銀行―福島第七国立銀行を中心として」『金融経済』八三号、一九六三年、藤井光男・治枝「上州製糸業地域における国立銀行の成立と発展」(一)『社会経済史学』三〇巻二、五号、一九六五年、池田正孝「明治前期における地方銀行の成立と製糸業」同三〇巻五号、一九六五年、伊丹正博「第十八国立銀行の貿易商人的性格―荷為替業務を中心にして」『九州文化史研究所紀要』八・九合併号、一九六一年、加藤・大内編『国立銀行の研究』(一九六三年)に所収された第一(加藤)、第四(暉峻)、第十五(戸原)、第三十七(大内)、第七十七(志村)に関する諸論文、伊丹正博「明治期地方国立銀行の一形態(1)―福岡第十七国立銀行の史的分析」『香川大学経済論集』三九巻五・六合併号、一九六七年、高嶋雅明「明治前期における出石第五十五国立銀行の分析」『大阪大学経済学』一六巻四号、一九六七年、同「明治前期における大阪第十三国立銀行の分析」(宮本又次篇『大阪の研究』第二巻、一九六八年所収)、同「第五十二国立銀行の経営事情―地方銀行と問屋制金融」『経済理論』(和歌山大)一二五号、一九七二年、伊藤武夫「明治一〇年代の百十六国立銀行―明治期の銀行と地方金融市場(1)」『経済論集』(新潟大)二四号、一九七七年など。

(11) 「為換拡充の方策」『東京経済雑誌』五一号、一八八一年一月。「連帯為替」に最初に光をあてたものとして、加藤幸三郎

「奥羽(北海)同盟会における『聯帯為替』の歴史的 성격」(今村教授退官記念会編『秋田地方史の研究』一九七三年、所収)がある。

- (12) 「擇善会録事」(第一回、一八七七年七月)『日本金融史資料 明治大正編』第二卷、八頁。
- (13) 「銀行 理財新報」第六号、同 第六卷、一九一—一九三頁。
- (14) 同 第七号、同 一九五—一六頁。
- (15) 同 第八号、同 二〇二頁。
- (16) 同 第八号、同 二〇三頁。
- (17) 「擇善会録事」(第二回、一八七九年四月)『日本金融史資料 明治大正編』第二卷、六二—六七頁。
- (18) 東京銀行集会所「半季考課状」(第六回、一八八三年)同上 第二卷、一三四頁。
- (19) 同(第八回、一八八四年)同上 第二卷、一四五頁。
- (20) 『明治財政史』第一四卷、九九六頁。
- (21) 「為換拡充の方策」『東京経済雑誌』五一号、一八八一年一月。
- (22) 『日本金融史資料 明治大正編』第一四卷、九九四頁。

第四章 明治初期における内國為替取引の展開

一八七六年国立銀行条例の改正から八二年日銀創設にかけて、都市大銀行と地方大銀行を推力として全国コルレス網が構築されていった。この全国にはりめぐらされた脈管体系を介して、隔地間の為替取引がどのような構造をとって勃興していったか、ここに次なる課題がある。隔地間の決済は如何なる形態で行われたのか、また地域間の為替の流れはどのように多角化し、あるいは集中化しつつあったか、その資金循環の構造を明らかにしたい。

国立銀行のコルレス網が整うまで、隔地間の送金はどのように行われていたのであろうか。旧幕下の高度な為替

第2表 明治初期内國為替取引の發展

年次	郵便 為替	銀行				手形 割引
		政 府 為替	民 為替	立 為替	荷 為替	
1876	429	—	—	—	—	—
77	279	989	234	239	239	239
78	370	2,534	554	780	780	780
79	460	4,984	885	871	871	871
80	631	10,105	1,174	1,322	1,322	1,322
81	852	4,056	7,552	1,848	2,821	2,821
82	896	3,144	7,153	1,222	2,613	2,613
83	693	3,167	5,669	926	2,653	2,653
84	683	3,835	6,216	976	3,854	3,854
85	711	3,535	6,320	1,288	2,788	2,788
86	892	3,984	7,099	2,037	4,337	4,337
87	1,093	3,626	7,760	2,085	5,596	5,596
88	?	3,795 (2,108)	9,471 (4,893)	2,157 (828)	6,541 (2,130)	6,541 (2,130)

- (1) 年間総取引高。
- (2) 郵便為替は「郵便為替制度沿革史料 第一集」『郵政百年史資料 16』(一九六八年)四二～四三頁より。
- (3) それ以外は『銀行局報告』(各年次)より。一八八八年の下段()に私立銀行を掲げた。
- (4) 手形割引は他所・当所の双方を含む。

機構が崩壊したあと、運送業者による「現金運送」という原始的な方法しかなかったが、近代郵便制度の生み親である前島密はその空白を埋めるべく一八七三年四月「金子入書状」(貨幣封入郵便)を実施した⁽¹⁾。それはイギリス郵便為替貯金制度を範とする郵便為替創設までの一時的な便法にすぎず、翌々年の七五年一月、郵便為替が全国一〇の主要駅通局において開始された。それは、煩雑な現金輸送にかえて為替決済をもたらした点で、勃興する隔地間取引に対し「旱天に滋雨」の効果を与えるものであった。それゆえ開業して一年またたくまに為替振出は年間四百万円を超える成果をみせたのである。ところが第2表にみる如く、七七年「銀行為替ノ拡張」⁽²⁾によって郵便為替は半減し、それ以降、送金方法として銀行為替が主流を占めてゆく。両者のあいだには、大口送金は銀行為替へ、郵便為替は小口向けにという分業関係⁽³⁾が次第に形づくられていった。

一八七七年(明治一〇年)を画期とする銀行為替決済制度の形成によって、勃興する全国商品取引にとって障害であった送金決済上の難点が序々に除かれるに至った。隔地間取引に不可避の輸送期間、あるいは販売期間中の信用供与の問題が次の課題であったが、

機構が崩壊したあと、運送業者による「現金運送」という原始的な方法しかなかったが、近代郵便制度の生み親である前島密はその空白を埋めるべく一八七三年四月「金子入書状」(貨幣封入郵便)を実施した。それはイギリス郵便為替貯金制度を範とする郵便為替創設までの一時的な便法にすぎず、翌々年の七五年一月、郵便為替が全国一〇の主要駅通局において開始された。それは、煩雑な現金輸送にかえて為替決済をもたらした点で、勃興する隔地間取引に対し「旱天に滋雨」の効果を与えるものであった。それゆえ開業して一年またたくまに為替振出は年間四百万円を超える成果をみせたのである。ところが第2表にみる如く、七七年「銀行為替ノ拡張」⁽²⁾によって郵便為替は半減し、それ以降、送金方法として銀行為替が主流を占めてゆく。両者のあいだには、大口送金は銀行為替へ、郵便為替は小口向けにという分業関係⁽³⁾が次第に形づくられていった。

この点については遅々として進まなかった。それでは国立銀行の為替取引はこの時期どのような展開をみせたであろうか。

第2表から、一八七六年（明治九年）に発する国立銀行の為替取引の初期的展開は、松方デフレ直前の八〇、八一年の段階ではほぼ達成されたこと、規模からいえば送金為替が圧倒的であつて、荷為替、（他所）割引ともに僅かな領域を占めるにすぎないこと、七七年から八七年に至る一〇年間の伸びをとつてみると、送金為替七・八倍、荷為替八・九倍に対し、手形割引は二三・四倍と際立っていることなど考慮すべき諸点をひきだすことができる。

ここから浮び上ってくるのは、人民送金為替取引の圧倒的比重、荷為替取引の低成長、割引取引の急成長という思わぬ対比であろう。八八年（明治二十一年）以降私立銀行の統計がえられるようになるが、明治二〇年代に入つても三者の相対的特徴はほとんど変らなかつた。その背後には、手形流通をめぐる伝統と革新の問題が大きな影を落している。

送金為替、手形割引、荷為替取引のうち、送金為替だけが旧幕下以来の伝統をもつものであつた。特権的兩替商が江戸—大阪間を中心に切り開いた送金為替技術の蓄積があり、それを受け継いだからこそ、国立銀行の送金為替取引は逸早く急膨張を遂げ、他を圧し、かくも高い比重を占めるに至つたのである。それに対して手形割引と荷為替手形は、西欧の金融概念からの移植に他ならず、そうした商慣行の伝統をもたなかつた。それゆゑ送金為替に比べてその展開は著しく立ち遅れ、その定着は予想したよりも遙かに困難であつた。

手形割引については、一八七七年以来の渋沢栄一—第一国立銀行による先駆的な試み、八一年四月の第一、第三、第百など東京所在の国立銀行による手形取引の勧奨のあと、日銀創設直後の東京・大阪兩都における商法会議所・銀行集会所一丸となつての本格的な勧奨が行われた。この三度に亘る手形割引勧奨の結果は、統計のうゑで三つの

一時的な急膨張として現われ、それを機に段階的に急成長を遂げたことがうかがえる。

急成長を遂げた手形割引のうち隔地間の他所割引ほどの程度の比重を占めたであろうか。『銀行局年報』において当所・他所の区分が登場するのは一八八八年（明治二十一年）である。このとき当所割引の比重は国立銀行八三・四％、私立銀行八九・九％と極めて高い。いま試みに一八七九年（明治二十二年）下期から翌八〇年上期にかけて宛て先きおよび振り出しがともに同一府県内の国立銀行の割引手形を集計するならば、全国平均で一五・七％にすぎない。それは当所割引としてはひろすぎるが、とりあえずこれによって当所・他所の比重をとってみると、一八七九年から八八年の一〇年のあいだに八五対一五から一五対八五へとちょうど逆転している。なかでも東京・大阪・京都・横浜・兵庫における当所割引の伸長が著しかったが、その転換に大きな力となったのは、一八八四年（明治一七年）日銀開業直後、東西で実施された官民挙げての手形取引振興策であった。この点については、別稿において詳しく扱うとして、一八八〇年代の手形割引には、渋沢栄一らの貨物預り証付手形割引をステップとする手形振興策を反映して、保証付のものがかなり含まれていたことをここでは指摘しておく。

日銀創設以前の手形割引の大半は隔地間の他所割引であった。それゆえ当時手形割引と荷為替手形とは「其性質甚々相似」たものであった。荷為替取引については、第一・三井・第二などの銀行が先駆的に試みていたにもかかわらず、事ははかばかしく進まなかった。第一国立銀行は一八七四年（明治七年）荷為替取扱規則をさだめ、七六年一月上州・福島生糸荷為替、同年一二月陸羽米穀荷為替の取扱いを開始したが、当時未だ近代的な運送会社や倉庫会社あるいは保険会社が確立していなかったため、西欧流の荷為替手形取引は画餅にすぎなかった。そこで第一国立銀行は、翌七七年五月「海上受合規則」と「売買品受合営業規則」を設け、銀行自ら海上保険と貨物運送・保管を請負うことによって、荷為替手形に代る独特の荷為替貸付方法を編みだした。それは銀行が保険、倉庫、運送

業を兼ねるといふ、いわば「用達商人の事業」であり、伝統的な問屋金融の発展形態に他ならなかった。

一方、三井銀行も一八七六年一月納税と米穀販売をむすびつけた「貢米米穀荷為替取引」を開始し、また三菱海運会社も七六年六月東京・大阪間の「荷為替法」を定め、海運貨物に対する荷為替金融を開始した。⁽⁸⁾三井の場合、第一や三菱より先んじ、金融Ⅱ「銀行」と運送・保管Ⅱ「物産」が形式上分離されていたが、基本的には「用達商人」の域を出ず、近代的な荷為替手形取引からはほど遠かった。

国立銀行を中心とする荷為替取引の課題は、在来の問屋による「用達商人」的形態を近代的な形態へ転換するところにあつた。国立銀行の荷為替手形取引の意外な低成長は、在来の問屋による荷為替金融の根強さを物語るものである。と同時に伝統を欠く流通証券の定着が如何に困難であつたかをも暗示している。

一八八四年春の東京商工会での手形拡充策をめぐる論議において、益田孝は、渋沢の保証品付手形による漸進論に対して、荷為替手形をステップとする漸進論を説いた。⁽¹⁰⁾この益田の構想は、翌年の一月、大阪同盟銀行集会所による東京銀行集会所宛「荷為替取引組方改良ノ建議」⁽¹¹⁾としてあらわれた。それは、(1)従来の荷為替取引は借金証書を用い手形形式を採らないため、裏書によつて転々流通することがない、(2)「因襲」のため一挙に信用手形に転換することはむずかしいから、「不便」だが「危険少ナキ」荷為替手形を育成し「漸ク通常手形ノ事ニ及」ぶべし、(3)そのために従来の荷為替取引を「普通ノ為替手形ニ添抵当ヲ取テ割引」く方法に改良する、というものであつた。

この「建議」に対し、第一国立銀行から、趣旨には賛成ながら、その様式には反対という「意見書」が提出され、そのうえ、おそらく東京銀行集会所の内部で統一した見解がえられなかつたのであろう、八六年一月荷為替手形の様式を制定するよう大蔵大臣に請願するに至つた。しかし大蔵当局は様式の統一は民間で行うよう差戻してきた。解決が民間に委ねられたにもかかわらず、東京銀行集会所において統一見解をうることはできなかつた。

第一国立銀行は、もはや副証書は用いておらず、手形面に抵当貨物を記すだけで、手形の裏書流通が達成されていると、自己の経験を披露し、第二、第七十四兩行は大阪案にならって「副証書ヲ要求」し、また横浜正金銀行は「外国ノ式様」を主張し、⁽¹²⁾まともになかった。このことは伝統と革新のはざまにあって荷為替の取引形態が四分五裂の状態にあったことを示している。

第一、第二、横浜正金銀行によるいづれの見解も、貨物運送・保管の責任を銀行が負わなくてはならない「用達商人」的荷為替取引については過渡的なもの、速かに近代的な荷為替手形取引へ転換すべきものと考えていた。にもかかわらず改正をめぐって統一案をうるができなかったのは、日本の在来慣行には貨物預り証はあっても、荷為替手形にとって心臓ともいふべき倉荷証券——紙券の譲渡によって権利の移転を認める近代的な流通証券——の伝統がなく、未成熟であったことに因る。益田孝が商業手形振興の過渡形態として荷為替手形の様式整備と育成に力を入れようにも、手形ばかりでなく担保となる倉荷証券も、二つながら流通証券として未熟なままであれば、銀行にとって安心して割引くことはできなかったであろう。

西欧流の荷為替手形を移植するにさいし、手形と倉荷証券という流通証券をめぐる二つの難問に逢着せざるをえなかった。このようななかで、西欧金融概念に沿って様式を定めようという横浜正金銀行案は、国内の状況からすれば非現実的であつたらう。倉荷証券についてはひとまず在来形式を黙認し、借金証書を手形に改める点に焦点を絞るといふ第二、第七十四の案は、その意味で現実的ではある。しかし、近代的な運送・倉庫会社が確立しないかぎり、銀行は自ら貨物運送・保管の責任を負わざるをえない。その責を銀行が果せないとすれば、荷為替形式は使えず、多くは着荷後でなければ資金化されない送金為替決済を強いられたであろう。また取引先に信用力があれば、銀行は貨物担保の裏付けを必要とせず割引形態へ徐々に切りかえてゆくことが可能であつた。たとえば第一国立銀

行は、「用達商人」流の荷為替取引から抵当差入書付荷為替手形へ、さらに手形面に抵当貨物を記載した、荷為替手形というよりも手形割引の変型といふべき形式へ、交換を試みている。

次の渋沢の証言は、当時の荷為替取引状況を伝えるものとして興味深い。⁽¹³⁾ 一八八四年当時、(1)福島・前橋・信州・甲州産生糸の場合は貨物を銀行に託す。その日歩は前橋七日期限で三五銭、福島一〇日期限で六五銭であった。兩三年まではそれぞれ七〇銭、一円二〇銭であった。(2)メレンス・金巾を横浜から大阪・名古屋へ送る場合は、運送方法確実なため貨物を銀行に託することがない。(3)米を産地より運送する場合は生糸と同様の取組方法をとる。ただし米の場合には、運送会社の引換切符を用いる点が異なる。日歩は通常四銭、稀に五銭であった。

渋沢が指摘するように、運送方法が確立している大都市間の取引においては、その決済形態は「用達商人」的荷為替から荷為替手形へ転換していた。また大蔵当局も「何ヲ苦ンテ貨物ヲ預リテ然ル後貸金ヲ為スノ迂法ヲ用ヒンヤ⁽¹⁴⁾」と荷為替手形を過渡的なものとみていたこともあって、大都市間で流通機構が既に確立しているところでは、第一国立銀行でみられたように、荷為替手形から割引手形への変換が進んでいた。それは、大都市相互の取引において手形割引形態、地方との取引において荷為替形態の比重が高いことと見合っている。

さきに析出した送金為替の圧倒的比重、手形割引の高成長、荷為替の低成長という際だった対照の背後には、以上の如き、手形流通における伝統と革新の問題が伏在していたのである。もちろん創立直後の日銀もこのような状況を改めるべく次の如き手をうったが、ほとんど効果は挙げられなかった。

三菱や第一国立銀行によって切り開かれた「用達商人」流の荷為替取引においては手形の代りに立替金受取証が用いられていたが、この立替金受取証をもって日銀に割引を要求するものが現われたという。そこで日銀は「荷為替取引ヲ奨励スル」⁽¹⁵⁾ ためにも、八三年八月、手形条例に沿った荷為替手形割引規則を欧米にならって定めた。しか

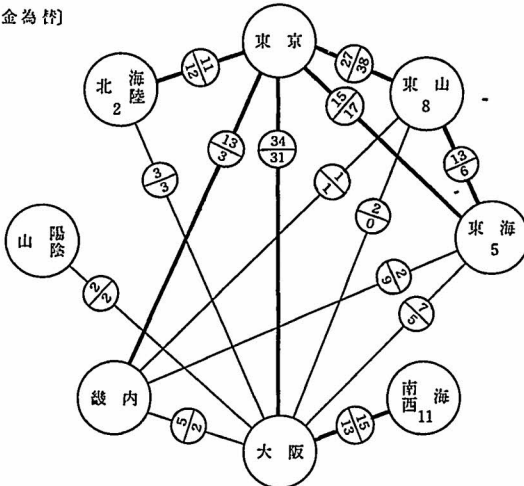
し当時、手形に添えらるべき船積証書あるいは陸送証書、保険証書がまだ完備しておらず、割引取引を各地方に拡めるには、それにかわる「略法」を同時に設けざるをえなかつた。⁽¹⁶⁾それは「商品ヲ銀行会社へ預託」する点で、さきの第一国立銀行による「売買品受合營業規則」と同じであるが、売主が立替金受取証にかえて為替手形を振出す点で一步荷為替手形に近づいている。しかし、日銀がこのような「略式」の荷為替手形を用意し、各銀行にその「再割引ヲ望ム者アラバ之ニ応ズベシ」⁽¹⁷⁾と勸奨したにもかかわらず、ほとんど利用されることはなかつたという。この草創期の失敗によって、一八九九年（明治三二年）八月「荷為替手形割引手続」を再び制定するまで「日本銀行ハ從來荷為替手形ノ割引ヲ為サス」⁽¹⁸⁾という事態がつづいたのである。九九年の再制定は、同年三月に公布され、六月に実施された新商法の制定にもとづくものであった。このとき現実から離れてフランス流の複券主義による倉庫証券が採用されたため、これによっても荷為替手形取引をめぐる形式と実態の乖離はうまらず、一九一一年（明治四四年）の商法改正によって始めて安定的な形式を見出すことができたのである。

一八七七年（明治一〇年）を画期として、国立銀行の為替取引は著しい発展をとげた。またその取引形態によってその発展テンポに様々違いがあることもみた。次に明らかにされるべきは、このような為替取引の地域的な構造とその背後にある資金循環の構造である。ここでは日銀為替取引あるいは、それに先だつ為替取引の地獄的な構造を以前の為替市場の構造を簡単に概観しておこう。そのひとつの手がかりとして、一八七八年（明治一一年）下期から翌七九年下期に至る一年間における全国の国立銀行隔地間手形取引をネットワークとして図化（第2図）してみた。

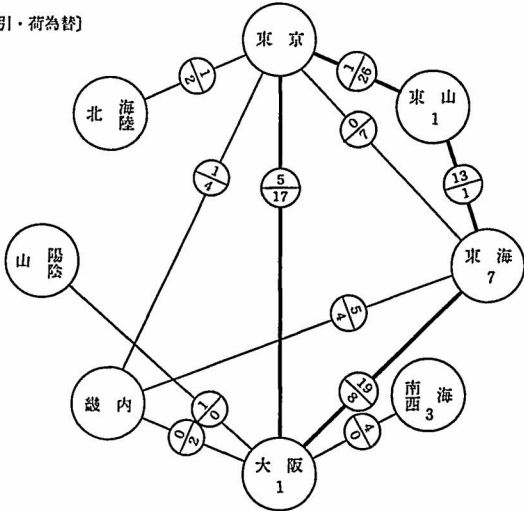
この図表に焦点をあわせ、さらに次年度に公表された府県別統計によって補足しながら、⁽¹⁹⁾各地間相互の手形取引の流れを整理するならば、二つの太い流れが浮び上ってくる。ひとつは東京と大阪をむすぶ基幹動脈であり、もう

第2図 明治初期全国国立銀行の手形取引ネットワーク
(1978年下期から79年上期まで、単位10万円)

〔送金為替〕



〔割引・荷為替〕



- (1) 大蔵省『銀行課第一次報告』42-49頁の三表より作成。
- (2) 地域分けは、八道区分によるが、ここでは便宜上、北海と北陸，山陽と山陰，南海と西海を一緒にした。
- (3) たとえば $\frac{34}{31}$ (東京) \rightarrow $\frac{3}{3}$ (大阪) \rightarrow $\frac{10}{0}$ (大阪) は、東京振出・大阪宛手形取引が50万円，大阪振出・東京宛が170万円，大阪内部の取引が10万円であることを示す。片道で100万円以上のルートは太線とした。

ひとつは、東京と東海（横浜・静岡）と東山（長野・福島・群馬・宮城）をむすぶ三角形の大動脈である。第一の東京・大阪間の太い流れは旧幕以来の伝統をもつ。これに対し第二の東京・東海・東山をむすぶ流れは、開港以来急速に形成された、新しい時代を象徴するものであった。また、第一の流れのうちにも未だ微弱とはいえ、交腕の萌しはあらわれつつあった。東京と大阪をむすぶ基幹動脈に、東京・大阪・東海（横浜）あるいは東京・畿内（京都）・東海（横浜）をむすぶ二つの三角形からなる新たな流れが伴いつつあったのである。しかしこうした新しい胎動は東京を中心とする東日本で優勢で、大阪を中心とする西日本では未だ微弱なものにとどまっていた。旧都大阪は東京と横浜以外には畿内・山陽・山陰に対してすらまだ疎遠であった。これに対し東京は、大阪以外に東山・東海はもちろん、北海・北陸さらには畿内とも太いパイプをむすびつつあった。この違いは、西日本の商品流通が国内向け旧特産品流通を軸としていたのに対し、東日本の商品流通が輸出向け新特産品流通を中心に再編しつつあったことにもとづく。それゆえ、この時間的遅れはいずれ解消するものであった。

東日本の中核たる東京・東海・東山を三角にむすぶ大動脈は、横浜・東京へ向う東山・東海両道の生糸・製茶・米穀取引、それに東京・横浜から逆に各地へむかう呉服・日常品・西洋小間物取引、この二つの商品流通から形づくられている。この大動脈の起点を占めるのが東山道であり、長野・福島・群馬三県の生糸取引であった。また大阪と東京・横浜をむすぶ流れの背後には、西日本各地の特産品が一旦大阪に集められてから江戸へ送られるという往年の流通機構が作動しつづける一方、西洋からの輸入雑貨を中心に東京・横浜から大阪へ流れ込むという大都市間の新旧二つの商品流通が脈うっていた。

このような新旧の商品流通は、どのような形態で決済されたであろうか。これまで余りにも荷為替形態が重視されてきた。しかし荷為替のように直接眼にみえる形で商品の流れる反映しないからといって、送金為替のもつ意義

を看過してはならないのではないか。²⁰ さきのネットワークにおいて、送金為替のなかには官金送金が含まれているが、その比重を二年後にならって送金為替の三分の一とおけば、民間の為替送金は荷為替・割引手形金額の二倍に達すること、および東京・大阪間、東京・東海・東山三者間をむすぶ二つの太い流れは、荷為替・割引手形取引だけでなく送金為替取引をも共に貫ぬいていたこと、以上の状況からすれば、実証的裏付けを欠くが、商取引のかなりの部分が送金為替の形態で決済されたと推定して誤りはないと思われる。

以上、日銀創立直前の隔地間手形取引を概観してきたが、最後に、こうした為替取引の需給・相殺状況をみておこう。為替取引なるものは、需給がバランスせず片為替状態となれば、現金を輸送して決済しなければならぬ。第2図によれば、為替の需給は、送金為替に比べて割引・荷為替の方が遙かにバランスを失っている。その割引・荷為替の不均衡は東山道に起点を發する。債権債務の尻は、東山↓東海↓大阪↓東京という間接ルートと、東山↓東京へむかう直接ルートをたどって東京に集中し、その結果、東京は東山道各地へ年間三五〇万円の巨額の債務を負う。これに対して、送金為替は遙かに巨額かつ錯綜した為替取引が行われているにもかかわらず、各地間の取引はバランスがとれている。各地方から東京へ集中する官金為替の存在が、各地の為替需給をバランスさせるうえで大きな効果をもったと思われる。東京と各地との送金為替は、畿内・東山兩道以外はほぼバランスとれているが、送金為替の三分の一を占め、ほとんど東京に向けられた官金為替がなければ、東京と各地間の為替は大きなアンバランスが発生したであろう。

為替が一点に集中すれば相殺の可能性が高まる。東京・大阪はその意味での中枢センターの位置に立っていた。当時すでに東京は東日本の為替取引の軸心という機能確立していたが、西日本の軸点たる大阪は、西日本全体の為替取引の立ち遅れから、その機能は未だ充分確立したとはいえない難い状況にあった。大阪に集中する為替取引は東

京・横浜との關係をのぞけば、ほぼバランスがとれていた。これに対し東京の為替貸借は対大阪と対東山道の二つのルートで年間それぞれ一五〇万円にのぼる借勘定を計上していた。この東京の大阪に対する借勘定は、大阪の横浜に対する借勘定に見合っており、東京・横浜間で振替が可能であったが、東京・東山道間の不均衡は相殺の途はなかった。

第2図に掲げた為替の流れは、一年間をとおしてのものであり、時期によって為替が集中し、また閑散となる。ときには為替需給が均衡し、ときには需給が逼迫する。為替需給によって為替打歩が現送費を上廻れば現金を送らざるをえない。当時の為替決済機構にとって、東山道、とくに大量の生糸為替を振出す長野・福島・群馬と東京、および東京・大阪間、この二つのルートを如何に調整するか、ここに最大の問題があった。長野・福島・群馬の生糸あるいは静岡の茶など季節的に大量の為替取引を行う地方銀行は東京へ支店を設けて為替需給の調整にあたった。大都市において、この為替の出会いをつける場が、次にみる為替取引所であった。

- (1) 郵政省編『郵政百年史』(一九七〇年)一三四頁。
- (2) 「為換拡充の方策」『東京経済雑誌』五一号、一八八一年一月。
- (3) 『郵政百年史』一四〇頁。郵便為替は為替原資の点からその利用に関して様々な制限がおかれていた。たとえば、証書一枚の金額は一八八二年以降全国一律に三〇円を上限とされ、またそれ以前の段階では、地方あて振出金額に制限が付けられもした。また手数料も、五円、一〇円と五円きざみに増殖し、大口送金には極めて不利であった。
- (4) 大蔵省『銀行課第一次報告』一一九頁。
- (5) 『第一銀行史』上巻、三四二頁。
- (6) 同 上巻、三六六、三七六頁、および『渋沢栄一伝記資料』第四卷一五三、二〇四、三五四頁をみよ。
- (7) 『銀行雑誌』四号(『日本金融史資料 明治大正編』第六卷、二六頁所収)。荷為替取引方法の展開については、岡田俊平「明治初期における荷為替金融」『成城大学経済研究』第八、九合併号、一九五八年、が興味深い。

- (8) 『三井銀行一〇〇年のあゆみ』二八一—三〇頁。
- (9) 『三菱倉庫七十五年史』(一九六二年)一〇頁。
- (10) 『東京商工会議事要件録 第二、三、六、七号』第二、三、六、七臨時会および第三定式会(一八八四年二、三、八、九月)『渋沢栄一伝記資料』第一八卷、二二〇—二三三頁。
- (11) 『録事 荷為替取組方改良ノ建議』(一八八五年一月一日)『銀行通信録』第二号、一八八六年一月。
- (12) 『録事』(三月三日)同上誌 第五号、一八八六年四月。
- (13) 『渋沢栄一伝記資料』第一八卷、二二五頁。
- (14) 大蔵省『銀行課第一次報告』、一一〇頁。
- (15) 『日本銀行沿革史』第一集第二卷、一三二頁。
- (16) 同 一三三頁。
- (17) 『東京商工会議事要件録 第二号』第二臨時会(一八八四年二月)『渋沢栄一伝記資料』第一八卷、二二五—二二六頁。
- (18) 日銀大阪支店(營業係)『事務書類 四』(自明治十六年至同三十四年)第二類一目四ノ二ノ七。
- (19) 杉山和雄「国立銀行の統計的考察」『明治前期の銀行制度』(金融經濟研究所編、一九六五年、所収)を参照。この論文は、明治初期手形取引の全体像にせまる数少い研究であるが、統計的整理に終始し、その構造、意義が一向に浮び上つてこない点が惜しまれる。
- (20) さきの杉山氏の詳細な統計整理においても、何故か、送金為替についてはなされていない。伊牟田敏充「近代的信用制度の形成と株式会社の普及」『講座 日本資本主義發達史論 I』(川合ほか編、一九六八年)において荷為替取引など興味深い検討を加えながら、「荷為替業務の重要性は単に金額の多少のみで推測することができない」と評価しているが、それにしては全体のバランスを崩してはならないであらう。

第五章 三都の為替取組所と内國為替市場

全国コルレス網を介して大都市に集中した為替が、その大都市において最終的にどのように調整され決済された

か、これまで全く闇に閉ざされたままであった。この明治初期全国為替決済機構の軸点ともいべき位置にあったのが、「為替取組所」であった。現在のところその活動を伝えるものは僅かな二次公刊資料しか残されていない。不十分ではあるが、まずその組織と活動の概要を浮き彫りにしよう。

為替取組所の濫觴は大阪に発し、その後東京、京都で組織されたが、その経過は金融変革における伝統の問題とからんで興味深いものがある。

渋沢栄一の提唱によって一八七八年（明治十一年）六月以来、大阪の銀行業者の間で定期的な会合がもたれるようになったが、その第一回会同（七九年四月）において手形交換所の設立が發議された。これをうけて、大三輪長兵衛・外山脩造・熊谷辰太郎らの尽力によって、七九年の十二月、一六行（国立本店一〇行、同支店五行、私立支店一行）が集まって早くも大阪交換所が銀行苦楽部（一八七九年二月成立）内に設けられ、活動を開始した。⁽¹⁾この周知の事業の裏側に、これまで見過されてきたひとつの動きがあった。このとき同時に手形交換所内に交換所加盟銀行の有志が集まって、「為替割引打合所」を組織し、「東京為換の売買と同業間資金の貸借（一口を五千円と定め三十日期限を通常とす）の取引」を始めたという。一八七六年（明治九年）国立銀行条例の改正によって国立銀行の営業基盤が体制的に確立する条件が与えられてから僅か三年、日銀創設に先だつこと三年、このような早い段階に手形交換所が活動を始めたこと、またそれにもまして、今でいうコール・再割引市場が、取引所形態をとってであるが、自生的に組織されたことは注目に価する。

大阪手形交換所の結成をみとげた渋沢栄一は、四ヶ月後の八〇年三月、東京にも手形交換所を設けるよう擇善会に發議した。ところが手形交換所開設にそなえ擇善会を銀行集会所へ發展的に解消しようという段階で（八〇年六月）、手形交換所の開設は見送られた。理由は加盟銀行の手形取付高が未だ交換を要するほど多くはないとい

ものであった。⁽³⁾ 東京の手形交換所はここで一頓座したあと、一八八七年（明治二〇年）に至るまで開設されることはなかった。にもかかわらず交換所構想が挫折した一八八〇年（明治一三年）一〇月、東京銀行集会所に加盟する有志一六国立銀行が申合せて集会所内に為替取組所を設け、為替売買を開始したのである。⁽⁴⁾

手形交換所の試みが挫折し、為替取組所だけが活動した点では京都も同様であった。一八八一年（明治一四年）二月、京都市内の八行が集って京都同盟銀行が組織されたおり、「相互間手形交換ノ手續」について議論がなされたが、結局のところ手形交換所は開設されなかった。おそらく東京と同じく時期尚早が理由であったろう。そして同年一二月、東京の為替取組所にあたる「為換打歩打合場所」が有志一二行によって組織され「各地為換売買」を開始したという。⁽⁵⁾ 手形交換の試みは、翌八二年一月西京為換取引所への改称を機に、二月から地方為替と市内割引の受渡が行われたが長続きせず、結局一八八九年二月に至るまで京都では本格的な手形交換は行われなかった。⁽⁶⁾

為替取組所（各地で様々な名称をもっていたが、以後この略称で呼ぶ）は、恐らく現在その存在を確認しえた大阪・東京・京都の三都においてのみ組織されたと推定される。為替取組所の機能・意義を考えるうえで、最初の目的であった手形交換所が大阪でのみ成立し、予期しなかった為替取組所が交換所の有無に関わりなく三都全てで組織されたという思いがけぬ顛末のうちに当時の金融市場のありようをめぐって看過しえない意味が潜んでいる。

先きにもたように大阪の為替取組所は「東京為替の売買」と「同業間資金の貸借」の二種類の取引を行った。このうち第二の「同業間資金の貸借」とは、交換所開設にもなつて生じる交換尻決済のためのコール取引に他ならない。これと照応するように、交換所が開設されなかった東京・京都の為替取組所ではコール取引を行った形跡がない。手形交換所とコール市場は対をなすものである。であれば為替取組所の中心機能をコール市場とみるわけにゆかない。大阪は東京向けのみ、東京・京都はひろく各地向けを扱うという違いがあったが、三都の為替取組所に

共通する主要取引は、第一の遠隔地向け為替の売買であった。大阪での手形交換—コール取引は、旧幕下浪華の高度な金融伝統を有する先進都市—大阪ゆえにみられた現象であつて、未だ一般的なものとみなすことはできない。

それゆえ一八七九年（明治一二年）末から八一年二月にかけて踵を接するように成立した三都の為替取引所とむすびつけられるべきは手形交換所ではなく、その直前（七七年から八〇年）に急テンポで展開された全国—コルレス網編成のうねりであろう。この全国にはりめぐらされたコルレス網を介して三都に集中する、隔地向け為替の出合いをつけるところに、為替取引所の意義があつた。いかえれば、三都の為替取引所に求められた機能は、明治一〇年代前半編成されつゝあつた全国為替決済機構の最終的な需給調整機関たることであつた。

隔地間決済機構の確立という時代的な要請があつたとはいへ、為替取引所が手形交換所や手形取引所に先がけて速みやかに組織された背後には、旧幕下の高度な為替取引の伝統の重みが働いていたのである。

幕藩体制下、大阪と江戸・京都間の為替決済は、三都の両替商による「江戸為替」「京為替」と称する送金手形の形態で行われた。それを取扱う両替商は「つねに為替の出合いに注意し、必要に応じて北浜の金相場会所でこれ（為替）を買入れ」江戸へ送つたという。この一八世紀中葉に始まる江戸期北浜の金相場会所が明治初期の為替取引所の前駆形態に他ならない。そこでは主要業務たる金取引が「本場」で行われ、為替売買取引は午後の「二番」において毎月二、五、八の日に行われた。国内の計算単位が金銀—三元化しているものでは、東西間の為替相場—「二番」は、金相場—「本場」から離れては成り立たない。明治に入って国内の計算単位が金建に統一されるや、金相場会所の「本場」で行われた金銀取引は横浜洋銀取引所に、「二番」で行われた為替取引は為替取引所へと、それぞれ分化して、その伝統がひきつがれていった。為替取引所の「本打」「逆打」「無打」からなる取引方法もこの北浜の伝統に由来する。渋沢は「此法旧ト大坂ニ於テハ行ハレタリシカ久シク廃絶シ今日再興スル所ナリ」とし、

「大ニ商人ヲシテ為替取引ノ便ヲ領會セシムルノ効アリ」と意義つけている。

三都の為替取組所が、旧幕下の三都をむすぶ為替取引の調整機構であった北浜の金相場会所の遺産を受けつぐものであったとはいえ、両者の間に走る特権的兩替商体制の崩壊という深い亀裂を無視するわけにゆかない。大阪と江戸の間をむすぶ特権的兩替商による「独占」的な為替機構は崩壊し、全国各地をむすぶ国立・私立銀行群相互の密集したコルレス網という開かれた為替機構へと大きく変貌を遂げた。この新たに勃興する自由な内國為替市場の軸点が三都におかれた為替取組所であったのである。

為替取組所は明治初期為替市場の中枢部位をになったにもかかわらず、その活動状況を伝える資料は極めて乏しい。とくに京都・大阪については皆無に等しく、わずかに東京で外貌をとらえうるにすぎない。東京以外は、どういふ銀行によって組織されたか、加盟銀行の一覧すら詳らかにしえない。第3表は、東京の為替取組所加盟銀行を東京銀行集会所加盟銀行とを対比したものである。

東京の為替取組所の創立メンバーは一六行で、全て国立銀行からなり、そのうち一三行は本店銀行で、支店銀行は僅かに三行にすぎない。その後支店銀行の加入がつづき、加盟状況が固まる八一年六月末には、二四行にふくらんだ。それは集会所加盟銀行三三行の三分の二である。為替取組所が再編される直前の八三年六月においても、集会所加盟銀行が三三行（本店一八、支店一五／国立二九、私立四）であったのに対して、取組所加盟銀行は二四行（本店一五、支店九／国立二一、私立三）であり、安定している。注目すべきは、支店銀行の参加率が、高まりつつあるとはいえ、未だ相対的に低く、その本店所在地が特定の地域に集中している点であろう。その内訳は、大阪二、長野二、福島二、新潟・静岡・徳島各一で、東日本の生糸・茶・米穀などの特産品流通に大きく偏っている。

ここで、試みに為替取組所加盟行とコルレス契約数の相関をみてみよう。さきに掲げた全国コルレス契約数上位

第3表 東京の為替取組所と銀行集会所の加盟状況

	コルレス線 1880年6月		為替取組所加盟行			集会所加盟 取組所非加 盟1883年6 月末	
	線数	25傑 順位	1880年 10月創立	1883年 6月末	この間 加入脱退		
東横	第一	130	1	○	○	○	
京浜	二	3					
東	三	78	2	○	○		
新	四	23	13	○	○		
東	五	9		○	○		
福	六	42	5			○	
豊	八	14	22			○	
山	十	10				○	
大	十三	39	6	○	○		
松	十四	15				○	
上	十九	16	18		○		
東	二十	5		○	○		
〃	二十一	5		○	○		
〃	二十二	5		○	○		
〃	二十三	26	10	○	○		
〃	二十四	29	7	○	○		
〃	二十五	11		○	○		
〃	二十六	18	3	○	○		
〃	二十七	17		○	○		
〃	二十八	6		○	○		
〃	二十九	5		○	○		
〃	三十	5		○	○		
松	三十一	23	12			○	
横	三十二	8			○		
德	三十三	8			○		
三	三十四	8			○		
東	三十五	19	16	○	○		
〃	三十六	5		○	○		
福	三十七	29	7		○		
須	三十八	11		○		○	
賀	三十九	0		○			
東	四十	1		○		○	
函	四十一	4		○			
東	四十二	1		○		○	
程	四十三	8				○	
東	四十四	50	4		○		
〃	四十五	3			○		
〃	四十六	4			○		
〃	四十七	4			○		
〃	四十八	0				○	
横	四十九	0				○	
行	数			16	24	1	9

- (1) コルレス線は『銀行局報告』（第二次）コルレスボンデンス付表より。上位二五行順位は、第1表より。
- (2) 1880年10月取組所創立時加盟行は『渋沢栄一伝記資料』第七巻、二三八～二三九頁より。
- (3) 1883年6月末の取組所・集会所加盟行をはじめ、その他の変動は「東京銀行集会所半季報告」（『日本金融資料 明治大正編』第一二巻所収）による。
- (4) 第八十九、九十三、百七、百八は八一年上期加盟、ただし第百八は八三年上期に退会。第四十四は八四年に第三に合併。

二五行（第一表）のなかで東京に本店をおくものは六行、支店をもつもの九行、あわせて一五行である。そのうち為替取組所に加盟しているのは一二行に及ぶ。銀行集会所に加盟しながら為替取組所に参加しなかったのは九行であるが、そのうちコルレス契約数上位二五行に入っているのは福島第六、横浜第七十四、松本第十四、豊橋第八の四行である。生糸金融関係のなかでも、第十九、第六十三、第七百七、第九十などが参加しながら、他方横浜系の第二、第七十四の二行を中心に幾つかの地方大銀行が取組所の圏外にあった。この点は、為替需給調節機構としての為替取組所の限界を示唆するものである。

他方、注目すべきことに第百十二を筆頭に支店・コルレス活動に消極的な多くの東京系銀行が為替取組所へ加盟している点である。為替取組所が内國為替の交換ではなく、為替売買の形態をとったことを合せて考えるならば、為替取組所の機能として、最終的な為替相殺の場という第一の機能とならんで、短期的な余資の運用という機能をもっていたと考えるべきであろう。

東京・大阪・京都のいずれかに本支店をもっていれば、為替取組所の為替取引に参加しうる途がある。三都のいずれにも本支店をもたない大多数の地方銀行は、その送金業務を第一や第三など全国にコルレス網を張る都市大銀行に委ねざるをえない。都市大銀行に為替取引が集中すればする程、相殺の可能性が高まる。一行内部で相殺されずに残った尻が現送によって処理されなくてはならない。もし相殺が大銀行を中心とするコルレス系統網内部にとどまらず、系統間で行われれば、現送部分はさらに少なくすむであろう。そのための自主的な機構が為替取組所であった。このような為替取引の最終的調整機能に対して中央銀行は無関心ではありえない。それゆえ、一八八二年末に創設された日銀による内國為替取引の進展状況によっては、為替取組所の活動は大きな影響を受けることとなる。

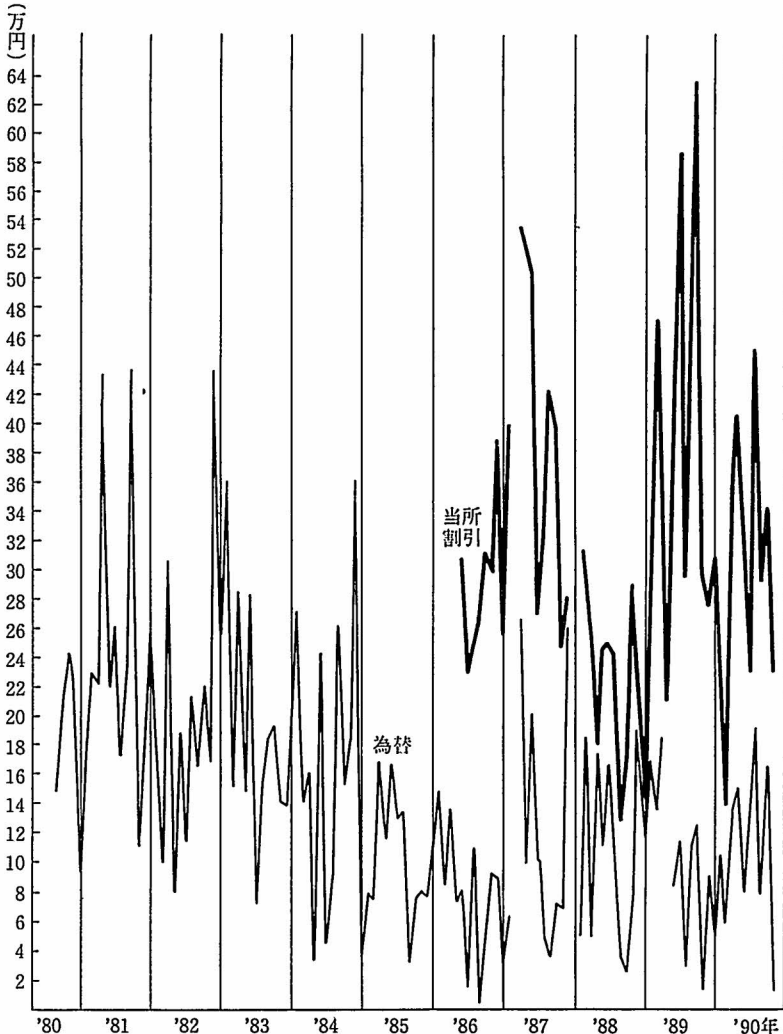
それでは為替取引所の活動はどのようなものであったろうか、幸い一八九〇年に至る各月取引高の推移については、東京と大阪を対比することができる(第3、4図)。ここから次の点を指摘しようであらう。

第一に、八〇年代中葉、日銀創設に歩調をあわせて、為替取引所は手形取引所へ再編されたが、それにもなつて取引所の主取引が為替から当所割引へ移ったことが明瞭にうかがえる。第二に、大阪の為替取引高は東京に比べて遙かに巨額であつて、それは手形取引所への再編後の当所割引取引についても言える。そこに旧幕下北浜の為替取引の伝統の重みを感じざるをえない。第三に、九〇年に至る為替取引高は、東京・大阪ともにほぼ同じような軌跡を辿つて漸減しているのが眼を惹く。すなわち、創立当初のピークから、八五年以降大きくレヴェル・ダウンし、その後一時も直しかけたが基調を変えるには至らなかつた。

以上の概観を念頭においたうえで、為替取引所取引をめぐつてさらなるメスを加えてみよう。電信か参着か期限付きか、どの形態が一般的であつたか。東京については為替取引所時代の三年間に限つて情報がえられる(第4表)。為替売買の圧倒的部分を参着払為替が占め、期限為替の比重は低く、電信為替は極めて稀にあらわれるにすぎない。一方大阪では、統計は省くが、一八八四年まで十日目為替が首位を占めていたが、その後急減し、参着払に首位を譲り、八八年には、漸増してきた電信為替にも抜かれてしまった。八四年ごろまでは東京では参着払、大阪では期限付手形が優位を占めていた点に関して以下の東西間の応酬が興味深い。

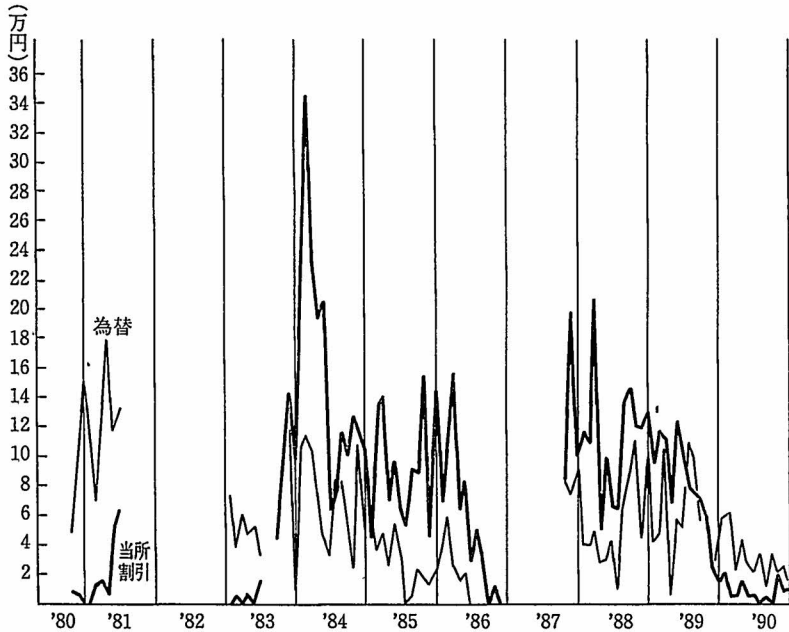
一八七九年(明治一二年)大阪同盟銀行会が為替手形の参着払を廃し全て期限付払とする旨決議したという。その趣旨は、参着払であると「案内状未達前」に「請取人ヲ信」用できない場合でも「支払」わなくてはならないというにある。⁽⁶⁾この報に接した東京銀行集会所の有力メンバーは波沢を始め、参着払一覽払手形が「金繰ヲ以テ取引」まれる点を強く主張し、それを廃するは「退歩ヲ取り好シテ野蠻ニ入ル」⁽⁷⁾とまで批判した。このことは草創期

第3図 大阪為替取引所各月取引高の推移



- (1) 1886年4月までは『銀行局年報』「大阪交換所」、それ以降は『銀行通信録』より作成。但し1890年1月以降は大阪同盟銀行集会所『銀行報告誌』によって補正。『銀行局年報』では東京以外の各地に向けられた為替および当所割引の記載がない。
- (2) 1884年10月11日以前は為替取引所、それ以降は為替割引打合所での売買。

第4図 東京為替取組所各月取引高の推移



- (1) 『東京銀行集会所半季報告』（『日本金融史資料 明治大正編』第一二巻所収）より作成。
- (2) 1883年9月26日以前は為替取組所、それ以降は手形取引所。1891年3月手形交換所へ組織変えのため廃止。
- (3) 1886年下期から翌87年下期にかけて休業状態。

の「手形」観念がどのようなものであったかを示して余りあるが、その後東西間に参着払為替が行われていたことから察して、大阪同盟銀行会の「決議」は実行に至らなかったと思われる。

次に問題となるのは、為替取組所において売買される為替はどこに向けられたものが最も多かったのであるるか、その仕向け先別構成である。大阪の為替取組所の為替取引は全て東京向けであって、それ以外の各地向け為替は扱われていなかった。京都においては「各地為替」が売買されたと言われているが、その内訳は判らない。これに対して東京の取引所では大阪向け以外に東西各地向け為替が売買された。その地域構成を

第4表 東京為替取組所における為替取引

(千円)

仕向地 年	電信			着期限付		大阪	%	京都	名古屋	東日本各	西日本各	本地	総計
1880	(19)	(153)	(53)	(225)	(72.6)	(77)	(5)	(3)	(—)	(310)			
81	24	1,104	177	1,305	88.4	88	51	13	19	1,476			
82	4	561	160	725	(94.3)	(4)	(8)	(5)	(10)	(471)			
83	(5)	(531)		(536)	(84.9)	(27)	(21)	(44)	(3)	(631)			
84	35	721		756	85.6	25	96	—	6	883			
85	—	280		280	80.7	18	45	3	1	347			
86	—	158		158	100.0	—	—	—	—	158			
87	(20)	(211)		(231)	(93.9)	(5)	(3)	(2)	(5)	(246)			
88	—	641		641	95.8	11	17	—	—	669			
89	—	659		659	91.8	29	30	—	—	718			
90	—	346		346	90.3	15	12	10	—	383			

(1) 第4図に同じ。

(2) 1880, 87年については10月から12月の3ヶ月についてのみ。また82年下期は数字が掲げられていない。83年は7, 8月を欠く10ヶ月の集計。

まとめたのが第4表であるが、ここから、大阪向けが替が全体の八、九〇%に及び、それに京都・名古屋を加えればほとんど全体がカバーされてしまうという、極端な大都市集中が浮び上ってくる。それ以外の地方向けは、東日本、西日本ともに微々たるものである。そのなかで比較的頻度の高いのは神戸で、その他の函館・岐阜・足利・高知・福島・静岡・徳島・姫路・松山などは半季ごとの集計で一〇年に一、二度顔を出すにすぎない。

以上の検討によって、為替取組所の売買取引の基軸が、東京・大阪間の為替にあったことが明瞭となった。幕藩制的商品流通に規定されて、江戸期の為替取引が、特権的両替商による江戸・大阪間の二極取引であったのに対し、明治変革後の為替市場は全国各地に散在する国立銀行群をむしろ自由な為替取引を柱とし、地域的には二極から地方分散化したところにその特徴があった。それをうけて東京為替取組所の取引も大阪向けが替に限定されず、全国各地へ向けられた為替も取引対象とされたのであるが、実態はその大半が大阪向けであった。この点に関しては、明治初頭

の变革途上にあつては、旧幕下の二極市場構造を一举に払拭しえないという過渡的事情、ならびにさきに見たように隔地間為替取引の全国化にもなつて東日本の取引は東京、西日本においては大阪へ集中しつつあつたという新たな市場編成の胎動を考慮すべきであろう。全国為替市場が、東日本は東京、西日本は大阪を決済軸とする二極集中編成をとるならば、この二極の出合いをはかることによつて現金輸送の必要性は一举に減少する。しかし、明治初期に勃興する内國為替市場の起点は長野・群馬・福島など東山道各地と東京・横浜をむすぶところにあつた。東京の為替取引所は、全国各地向け為替をその売買対象に加え、この新たな事態に対応しようとしたのであるが、それは所詮傍流でしかなかつた。新たに勃興する東山地方の生糸為替などの出合を直接つけようにも為替取引所においては事実上不可能であつた。それゆゑ為替取引所設立の益は、地方銀行よりも、東西日本にひろく為替取引を展開しつつあつた第一、第三など都市大銀行にあつたであろう。おそらくそれが、横浜第二・第七十四ならびに松本第十四・福島第六などが為替取引所へ参加しなかつた理由であろう。

それでは、為替取引所における大都市向け為替取引は為替市場全体のなかでどれほどの比重を占めたのであろうか。ここでは資料の点で東京為替市場についてしか検討できない。東京銀行集会所と為替取引所加盟銀行の為替取引高を大阪・京都・名古屋向け別に対比してみたものが第5表である。これによるならば、取引所売買高の集会所取組高に対する比率は、創立直後の八一年（明治一四年）から八四年までは、一〇%という高いものであつた。八五年に入つてその比重はやや低落したのち、一時休業状態に陥り、その後八七年秋再び活動を始め、八五年の水準を回復するかにみえたが、結局頽勢をくつがえすことはできなかった。このことから、東京為替市場において為替取引所の活動が大きな意味をもつたのは、恐らく八〇年から八四、五年にかけてであつたと言つて間違いない。仕向け地別にみるならば、その比率は名古屋▽大阪▽京都の順に並び、創立直後の八一年上期には、名古屋向けの実

第5表 東京銀行集会所と為替取引所における為替取引

(千円)

	全為替取引		大 阪 向			京 都 向		名 古 屋 向				
	集会所A	取引所B	B/A	集会所A	取引所B	B/A	集会所A	取引所B	B/A	集会所A	取引所B	B/A
1881年 上期	8,276	773	9.3	3,456	650	18.8	491	69	14.1	76	31	40.8
下期	?	?	?	(2,681)	(388)	(14.5)	?	?	?	?	?	?
1884年 下期	4,175	415	9.9	2,667	349	13.1	434	—	0	325	60	18.5
1885年	5,859	347	5.9	3,487	280	8.0	569	18	3.2	338	45	13.3
1886年	14,062	158	1.1	5,774	158	2.7	—	—	—	—	—	—
1887年 下期	(1,742)	(246)	(14.1)	?	(231)	?	?	(5)	?	?	(3)	?
1888年	16,705	669	4.0	7,165	641	8.9	1,824	11	0.6	659	17	2.6
1889年	34,828	747	2.1	10,139	659	6.5	2,920	29	1.0	1,275	30	2.4
1890年	36,005	388	1.1	11,729	346	2.9	2,831	15	0.5	907	12	1.3

(1) 東京為替取引所における為替取引高は第4図と同じ。東京銀行集会所の為替取引高は、1881年については「東京商法会議所商況報告」(貸沢榮一伝記資料)第17巻392—450頁、ならびに商工図書館所蔵の『商況調査参考書』による。1884年以降は東京商工会による各年次『統計報告』による。

(2) 1881年下期は7, 8, 10, 11月の4ヶ月のみの数字、1887年下期は10, 11, 12月の3ヶ月のみの数字。

に四一%、大阪向けでも一九%が取組所で売買されたのである。問題は、このように高い比率を誇った取組所取引が八五年（明治一八年）をさかいになぜ減退していったかにある。

その変調に対し、八六、七年の開店休業が大きな関わりをもっている。その原因として、隣接地での臨時コレラ禍と予備抵当廃止にもなる手続の繁雑化の二つを挙げうる。⁽¹²⁾このような為替取組所の比重の低下は東京ばかりでなく大阪にも共通してみられるものであったことを考慮するならば、コレラ禍は一時的な理由にすぎない。予備抵当を廃止し、個々の取引に抵当を用意せざるをえないという「逆行」措置は、おそらく手形の不渡が多発したことによると思われる。

ここで第4図をふりかえってみるならば、八六年八月予備抵当廃止以前、八四、五年から為替取組所の地盤沈下は既に進行していたとみるべきであろう。であれば、もともとの発端は、八三年九月為替取組所が手形取引所へ再編され、売買の重点を為替から当所取引へ移したことに求めるべきかも知れない。ここで想起すべきは、この再編が日本銀行の創設にともなうものであったことであろう。日銀は内国為替取引を開始する一方、再割引銀行としての活動基盤を急に整えるべく手形取引所を軸とする割引システムを構築する必要があった。為替取組所の地盤沈下と日本銀行の内国為替取引の開始との間に何らかの関係が予想される。これが次の課題である。

(1) 「大阪手形交換所記録」『渋沢栄一伝記資料』第七巻、二二七―二二八頁。

(2) 同 第七巻、一三九頁。

(3) 「擇善会録事」(第三二、二回、一八八〇年三、六月)『日本金融史資料 明治大正編』第二巻、九七一―一〇〇頁。このとき行われた調査では、二〇行一ヶ月平均手形取付高は「八百余枚」、すなわち一行一日平均僅かに一枚にすぎなかったという。

- (4) 東京銀行集会所「半季實際報告」(第一回、一八八〇年下半年)同上誌第二卷、一一七頁。また「同盟銀行為換取組申合規則」については『波沢栄一伝記資料』第七卷三三七—三三九頁をみよ。
- (5) 京都銀行協会『銀行―源流と進展』(一九八〇年)一五五頁。京都同盟銀行創立時のメンバーは、第四十九、第百十一、百五十三の三本店銀行、第一、第十三、第二十六、第百三十および三井の五支店銀行であった。一〇ヶ月後までに上記八行以外に、第七十、竹原の二本店銀行、第六十四、第百十五の大津系二支店銀行が加わり、この二行によって為換打歩打合会所が組織された。本文ではその名称を次注(6)に掲げる『沿革大要』によって「打合場所」とした。
- (6) 『京都銀行集会所沿革大要』八一—一〇頁。
- (7) 作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』(一九六一年)三一七、八頁。
- (8) 「擇善会録事」(第三回、一八八〇年六月)『日本金融史資料 明治大正編』第二卷、一〇〇頁。
- (9) 各年次『銀行局年報』「大阪交換所」より。
- (10) 「擇善会録事」(第二七回、一八七九年一月)『日本金融史資料 明治大正編』第二卷、八五頁。
- (11) 同(第二九回、一八八〇年二月)同上書 第二卷、九二頁。
- (12) 東京銀行集会所「半季考課状」(第一三回、一八八六年下期)同上書 第二卷、一七五頁。

第六章 草創期日銀のコールレス取引

日本銀行は、地域の資金需給を平準化するために、自ら地方の有力銀行とコールレス契約をむすび内國為替取引を行った。中央銀行としては特異な、この日銀の内國為替取引は、これまでみてきた明治初期の形成期内國市場にどのような影響を与えたであろうか。

日銀は一八八三年(明治一六年)六月、各地の國庫金取扱代理店銀行と國庫連帯コールレス約定を結び内國為替業務を開始した。ところが國庫代理店以外の銀行よりコールレス取引の申し入れがあり、これを受けて翌八四年二月、

京都、神戸、馬関、長崎、松山、新潟・箱根など枢要の地に国庫事務と関係をもたないコルレス約定店を設けるとが認められた。第6表によれば、日銀は八四年末までにほぼ全国コルレス網を構築しおえたことがうかがえる。その数は本店七一、大阪支店六〇、本支店合同一という大がかりなものであった。

日銀のコルレス約定は、「貨財ノ融通」⁽¹⁾をたすけるため、通常の貸出・割引・預金以外の為替取引・商業手形取引・代金取立・一時融通貸の便宜を地方の銀行に与えるものであった。その信用供与は銀行ごとに貸出極度が決められていたから、それを合計するならば、日銀がコルレス取引に対してどの程度の規模を想定していたか、だいたいい見当がつく。たとえば、一八八八年（明治二年）六月現在、日銀本支店別のコルレス約定数ならびに極度総額は、本店九〇ヶ所、約一五三万円、大阪支店六三ヶ所、約一〇七万円に達する。このとき大阪支店の当座預金・貸越取引先が大阪本支店銀行一八行、京阪神富豪五名であり、これに対する極度総額は三九万五千円（うち個人向け一三万円）であったことを想起する⁽²⁾ならば、日銀の地方銀行に対するコルレス取引のもつ重要性が浮び上ってくるであろう。

次に、コルレス契約にもとづいて実際にどれほど取引されたか、その運用状況を検討しよう。日銀コルレス取引の大半は隔地間の送金業務にあり、他所割引など一時融通貸は僅かに行われたにすぎない。日銀の送金業務は政府送金と人民送金の二つの柱からなっていた。この点に留意しながら実際に行われた取引先店数ならびに取引件数を整理したのが第6表である。資料の点から、一八八六年上期までの六期分しか判らないが、政府・人民ともに八四年（明治一七年）下期を画期にはば日銀コルレス取引の態勢が整い、その運用が本格化したことがうかがえる。注目すべきことに、人民送金の取引先数および取引件数は、政府送金のそれよりも遙かに多い。政府送金は、日銀本店と大阪支店の間の送金以外は、各地より東京、大阪へ向かう一方向の送金が主要な流れであった。これに対して

第6表 明治初期日本銀行のコレレス取引先と件数

		取引先店数				取引件数			
		政府送金		人民送金		政府送金		人民送金	
		各地へ	各地より	各地へ	各地より	各地へ	各地より	各地へ	各地より
東京本店	1883年下期	0	6	1	5	0	12	13	30
	84 上	0	11	12	5	0	37	78	51
	下	0	23	22	36	0	131	150	948
	85 上	0	24	26	37	0	76	298	576
	下	0	20	32	42	0	102	491	923
大阪支店	86 上	0	20	30	39	0	157	518	939
	84 下	1	3	2	58	6	5	33	623
	85 上	1	16	5	41	2	40	42	308
	下	1	19	9	39	4	69	62	435
	86 上	1	23	5	33	4	85	46	382

(1) 日本銀行『半季報告材料書類』(各年次)により作成。

人民送金は、大阪支店の各地向けをのぞいて、各地からの送金、各地へ向けた送金、いずれの取引ルートも広汎に行われた。これらの点から、日銀が政府関係に比べ人民に対し窓口をより広く開くことによって、民間の資金移動を促進するという姿勢をよみとることができる。

窓口・件数のうえで人民送金が圧倒的に多かったにもかかわらず、実行された送金額の点(第7表)では、政府送金と人民送金は、年によって出入があるが、ほぼ拮抗する二つの流れを形づくっていた。コレレス取引開始直後は人民送金が先行していたが一八八七年に入ると、政府送金が急膨張し、人民送金と肩を並べるか、あるいはそれを凌駕するに至った。その動きは大阪支店の取引が急膨張するなかで惹き起されたものであった。しかし八七下期に東京本店がコレレス約定店をこれまで東日本に限定していたのを西日本にまで広げたのに対し、大阪支店の約定店数および極度額にほとんど変化がなかった。とすれば、八六年以降の大阪支店の送金取引金額の急膨張は、日銀の方針に由来するものではなく、西日本を中心とする送金需要の増大にもとづくものであったとするのが妥当であろう。

日銀のコレレス取引が全国の資金集散にどのような意義をもったか、この点を明らかにするには、その取引の明細が明

第7表 明治初期日本銀行のコレス取引

(千円)

	コレス 約定店数			東京 本店				大阪 支店			
	東京 本店	大阪 支店	本 支店 合同	政府送金		人民送金		政府送金		人民送金	
				各地 へ	各地 より	各地 へ	各地 より	各地 へ	各地 より	各地 へ	各地 より
1883年下期	28	25	0	—	147	234	549	—	139	435	422
84 上	34	31	0	—	395	760	510	—	248	503	1,330
84 下	71	60	1	—	1,869	733	1,055	1,080	11	490	3,116
85 上	71	60	2	—	1,656	670	624	500	671	209	1,212
85 下	71	60	2	—	1,417	1,450	1,053	400	594	147	1,987
86 上	69	60	2	—	3,047	586	834	1,450	923	35	1,400
86 下	67	58	4	640	3,990	1,533	1,130	3,300	1,286	114	3,132
87 上	62	55	7	230	3,846	868	1,038	3,000	1,126	54	2,182
87 下	59	29	34	310	5,192	2,822	2,609	4,316	859	1,179	4,961
88 上	57	29	34	145	4,140	1,555	4,795	2,858	930	3,556	4,101

(1) 各年次『日本銀行半季報告』（『日本金融史資料 明治大正編』第八巻所収）より作成。

らかにされなくてはならない。ここに第8表として、日銀本店および大阪支店の送金取引上位二五行の取引状況を掲げた。これを一瞥するならば、次の諸点を惹きだすことができる。第一に、日銀本支店間の取引高が政府・人民送金をとわず、極めて巨額にのぼり、そのシェアは際立って高い。政府送金は大阪支店より本店へ、人民送金は本店から支店へ向う流れが大きい。ここには、東京・大阪の市中銀行による両都間の日銀を介した送金を含んでいであろう。第二に、政府・人民送金いずれをとっても、地方向け送金は日銀本支店間分をのぞけばとるに足りない。地方から東京本店あるいは大阪支店へ向けた送金にこそ日銀送金の意義があったのである。第三に、日銀本支店間取引をのぞいた取引高において上位一〇傑、二四傑の占めるシェアを計算してみると、日銀送金取引が少数の銀行に集中していたことが明らかである。その傾向は政府送金においてとくに著しかったが、上位一〇傑で五〇%を凌駕しなかったのは、地方からの人民送金項目だけであった。さすがに上位二四傑をとれば、

第8表 1885年日銀送金手形取引本支店別上位二五行一覽

東京本店				大阪支店					
仕向先	政府送金		人民送金		仕向先	政府送金		人民送金	
	各地へ	各地より	各地へ	各地より		各地へ	各地より	各地へ	各地より
日銀大阪㊤	—	900	1,337	341	日銀本店	900	—	341	1,337
第十八	—	—	452	25	第九十二	—	247	—	20
第三十五	—	360	5	109	第六十六	—	219	—	10
第十二	—	315	75	26	第五十五	—	197	—	8
第六十九	—	201	62	35	三井京都㊤	—	—	—	201
第十二金沢㊤	—	135	35	92	〃 神戸㊤	—	—	—	183
小千谷金融	—	—	45	14	第六十四八幡㊤	—	—	—	160
第百五山田㊤	—	189	—	6	第五十六	—	117	—	27
第百三十九	—	159	—	16	第百三十京都	—	—	—	137
川崎千葉㊤	—	56	1	109	第三十五	—	—	—	136
第八十一	—	119	—	12	第百六	—	91	—	34
第十二七尾㊤	—	124	1	2	第八十七	—	85	—	—
第八十五	—	104	—	17	第二十二	—	—	—	—
第二十八	—	60	24	—	第六十一	—	74	—	—
第五十	—	50	27	2	三井大津㊤	—	—	9	70
川崎水戸㊤	—	19	—	57	第百十山口㊤	—	36	—	31
第八	—	43	19	10	第二十三	—	15	—	14
田中松本㊤	—	—	—	72	第五十八福岡㊤	—	—	—	62
伊藤岡崎㊤	—	—	12	60	第三十二堺㊤	—	—	—	60
川崎佐原㊤	—	12	4	48	三井和歌山㊤	—	—	—	54
須坂	—	—	—	57	第五十二	—	—	—	52
第七十七	—	40	1	10	第三十八	—	—	—	52
川崎本宗道㊤	—	7	—	44	第百三十三	—	15	—	36
〃 木更津㊤	—	10	—	40	三井広島㊤	—	—	—	44
掛川	—	—	—	50	第三十四徳島㊤	—	—	—	40
全国総計	—	3,073	2,120	1,677	全国総計	900	1,266	350	3,199
日銀シェア%	—	29.3	63.1	20.3	日銀シェア%	100.0	0	95.8	41.8
日銀のぞく10傑シェア%	—	70.6	86.2	33.2	日銀のぞく10傑シェア%	0	68.8	0	49.2
日銀のぞく24傑シェア%	—	92.2	97.4	68.3	日銀のぞく24傑シェア%	0	86.6	100.0	76.9

(1) 日銀『第六・七回半季報告材料書類』より作成。

(2) ㊤は支店, ㊦は出張所。

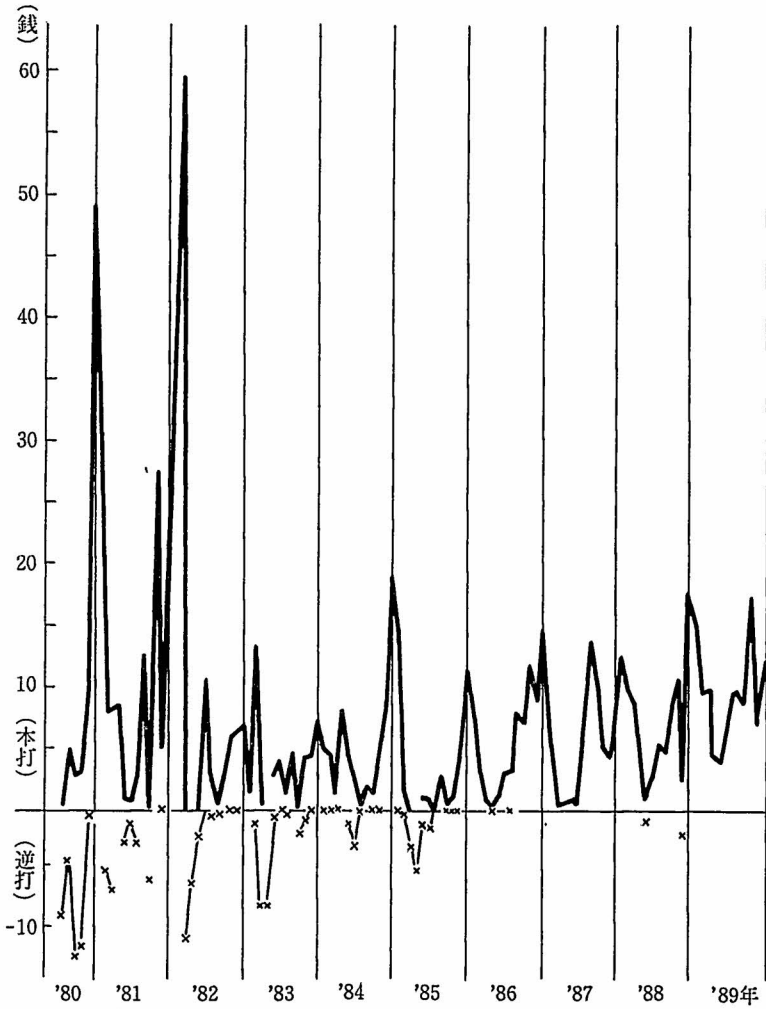
地方から本店へあてた人民送金をのぞく、五つの項目全てで七五%を制するシェアを占める。国立銀行一五〇行、私立銀行二一八行に対し、日銀は一三三店とコルレス約定をむすんだが、送金取引の大半は上位二四行に集中していたのである。第四に、この上位二四行は一、二の例外をのぞいて全て国庫取扱代理店であった。そのなかでもとくに人民為替の比重の高いのを選んでみると、本店取引先では、長崎第十八、川崎銀行、静岡第三十五、金沢第十二、長岡第六十九など、それに田中・伊藤・須坂などの私立銀行群がつづく。大阪支店取引先のなかでは、三井銀行が一頭地を抜き、第百三十（京都）、第六十四（八幡）、第三十五国立銀行など国立銀行群がつづく。全体としてみれば、私立銀行の方が人民為替の比重が高い。

以上の検討によって、日銀コルレス取引の実態がほぼ明らかになったと思われる。次なる問題は、このような取引が明治初期の内国為替市場にどのような意義をもったであろうか、また日銀創設以前において内国為替市場の最終的調整の場であった為替取組所の活動に如何なる影響を及ぼしたであろうか、ここにある。

隔地間の資金の流れという点からすれば、日銀コルレス取引は次の二つの流れをもたらした。第一に、日銀送金為替は東京・大阪から地方へ資金を送る手段としてはさして利用されず、逆に地方から都市へ送金するとき大いに利用された。東京為替取組所が各地向け為替の売買を試みながら、大都市以外についてはほとんど大きな成果もちえなかったことを想えば、それは大きな前進であった。あいかわらず地方向け送金は大きな流れとはならなかったが、地方から東京・大阪への送金ルートが大きく開けたことは看過されてはならない。とくに金沢第十二、小千谷金融あるいは静岡第三十五などに代表される開港以降の輸出向け新特産品流通にかかわりながら、為替取組所によつては便宜をうけなかった、地方の多くの銀行に送金手段を与えた意義は大きい。

日銀送金を為替による第二の流れは、東京・大阪間の交錯する太い流れである。両都の間には、東日本各地から東

第5図 大阪為替取組所における東京向け参着払為替の打歩



- (1) 各年次『銀行局年報』「大阪交換所」より作成。
- (2) 本打、逆打それぞれの各月平均をとったもの

京へ向けられた巨額の人民送金の大半が再び大阪へ向けられ、反対に西日本各地から大阪へ集中した人民・政府為替の一部が東京へ向けられ、両者がほぼ見合うという関係が成立していた。この東京・大阪間をむすぶ日銀本支店間の為替送金はその多くが両都の市中本支店銀行によるものであったと思われる。日銀にこのルートが開かれたことは、これまで両都の本支店銀行にとって為替需給の場であった為替取組所の意義を著しく低下せしめるものであった。一八八四、五年以降の東西為替取組所の為替売買高の減少の背後には、日銀による全国コルレス網を介した為替送金機構の確立が大きくものを言っていたのである。

為替取組所に対する日銀創設の影響は、取組所為替打歩の動き(第5図)のうちに鮮明にあらわれている。日銀は各地送金取引にさいし手数料を徴収したが、それは「里程ノ遠近及便不便」にもとづいて算出され、一定期間固定された。ただ東京・大阪間については「大阪支店ノ金融ノ都合ニヨリ高低」して決められたが、この時期においては最高一〇銭、最低五銭の間を上下していたようである。このような日銀為替取引の固定的な手数料制は為替取組所の為替打歩に影響を与えないわけにはゆかない。大阪為替取組所の東京向け参着払手形の打歩は為替需給によって決まるが、一八八二年(明治一五年)をさかいに、変動幅が著しく縮小していることが第5図からうかがえる。日銀本店と大阪支店の間の送金取引は八三年上期に開始されたこと、これ以降取組所の東京向け為替の打歩は日銀手数料である五銭から一〇銭の間に収まっていること、とくに八四年大阪の金融逼迫のときでさえ八二年以前にくらべ変動が遙かに小さかったこと、これらの点から為替取組所の活動に対し日銀コルレス取引がマイナスの効果を及ぼしたとみて間違いない。第5表と第7表にみるように、三都に設けられた為替取組所の機能は、日銀のコルレス^{II}為替取引の拡充によって次第に併呑・代替されていったのである。

(1) 『日本銀行沿革史』第一集第二巻、六八一頁。

(2) 日本銀行『半季報告材料書類』(一八八八年上半季、大阪支店分) 三六四頁。

(3) 同(一八八六年上半季本店分) 一六〇頁、による。

おわりに

明治変革によって幕藩制は倒壊したが、「幕藩」的地域分断性は容易に払拭しうるものではなかった。「単一銀行」の色彩を色濃くもつ国立銀行体制が活動を開始するのと踵を接して、中央銀行Ⅱ日銀が上から創設された。全国市場が未だ形成されない、その形成途上において、如何にして全国の金融統御を果しうるか、ここに後進国中央銀行がその誕生のうちに担わざるをえなかつたデイレンマのひとつが横たわっている。日銀は、一九世紀後半における独仏中央銀行の広汎な支店網・活動の功罪をふまえてか、最初から広汎な支店網を設けることを避け、各地の銀行活動を蚕食することなく、かつ全国的資金調節をはかる機構として、ひろく内國コルレス網を設置した。中央銀行としては特異な日銀の内國為替取引は、開港以降急速に膨張を遂げ変貌しつつあつた内國為替市場にあつて、あたかも背柱の如き位置を占めるに至つた。内國為替取引の急展開の波頭にあつて、その調整機構として自生的に組織された三都の為替取組所は、日銀のコルレス為替取引にとつてかわられたのである。

しかし、日銀の内國為替取引が如何に盛行をみたとしても、支店活動にかわりうるものではない。日銀コルレス網を介して隔地間の送金はかなり円滑になつたとはいへ、基本的には東京大阪以外の地方の銀行にとつて、日銀から随時手形再割引あるいは当座貸越の便宜を得ることができない。そのためには両都のいずれかに支店を置かななくてはならない。

他方、このように取引先を東京・大阪の本支店銀行に限ることは、全国統御をめざす日銀にとつても問題となら

ざるをえない。創立にさいして日銀の取引政策として各地に支店網をおくよう構想されていたが、その点については、大蔵省、日銀のあいだでも、一九世紀末西欧の中央銀行の変貌を前に、統一したイメージをもちえなかったのではないかと思われる。

日本銀行は開業直後の一八八二年一〇月下旬、大阪支店の開設が認められたあと、一八九三年（明治二六年）春、北海道に二つの出張所・派出所を開設し、一〇月赤間関に西部支店を新設するまで、一〇年間ひとつも支店を開設することはなかった。とはいえ、この一〇年間、日銀・大蔵の双方において支店開設の動きが全くみられなかったわけではない。一八八六年（明治一九年）六月、日銀総裁吉原重俊の名で大蔵大臣松方正義にあて「支店増設之義大蔵大臣へ上申案」⁽¹⁾が提出されている。

「上申案」は、これまでのコルレス取引だけでは「地方ノ商況金融ノ消長等確視仕候ニハ」「隔靴ノ嘆ヲ免レス」、それゆえ「追々枢要ノ地ニ支店ヲ設ケ国庫金事務ヲ始メ諸取扱向ヲシテ円滑ナラシメ」るようにと極めて慎重に切り出している。設置すべき枢要の地としては、長崎・函館・新潟・神戸・横浜・赤間関・名古屋・仙台の八ヶ所を挙げ、一挙に設置するのでなく、「一年間一、二箇所ヲ漸ヲ逐ヒ、経験ヲ積テ開設」する、また、「規模ヲ狭小ニシテ」「収益ハ諸入費ヲ償フニ足ルヲ以テ目的ト為シ猥リニ業務ヲ超ヘ」ないよう、「検束」する旨、「草案」には記されていた。支店活動に関する「支店成規見込」が付されたうえで上申された。大蔵大臣松方正義は、この上申に対し、八六年六月二三日「願之趣聞届候条支店設置ノ場所并事務細則等速カニ取調更ニ可伺出事」と回答している。ここで日銀支店増設の基本方針が打ち出されたのであるが、何故か、この方針は実施に至らず、一八九三年に至る七年間棚ざらしの状態に置かれることとなった。それが、松方と富田の対立によるものか、あるいは日銀の「私益」によるものか、史料は何も伝えてくれない。ここでは次の点を指摘するにとどめておこう。日銀支店に対して、個人

向け取引を積極的に展開するよう求める富田と、それを嫌い日銀コルレス取引に活路を見出そうとする松方、両者の間には中央銀行の基本方針をめぐって修復不可能な溝が横たわっていた。両者が、日銀においては支店といえども「銀行の銀行」方針に従うという、かつて外山脩造が掲げた構想を受け入れないかぎり、日銀支店増設方針は一步も進みえない。この点での合意をえてはじめて、支店増設をめぐる最大の障害が除去されることとなる。外山の主張した日銀支店政策が定着するためには、松方と富田の抗争をはじめ、今なお多くの時間を要したのである。

(1) 大蔵大臣松方正義宛、日銀総裁吉原重俊「支店増設之義大蔵大臣へ上申案」(一八八六年四月二三日、文書局案)ならびに正式「上申」(同年六月十六日)および松方正義の「回答」(同年六月二三日)。「上申案」に吉原総裁の印影がないことからすれば、この文案の最終責任は副総裁富田鉄之助にあったと推定される。

(2) 石井寛治「第一次大戦前の日本銀行」(加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』一九八三年、所収)をみよ。

(一九八四・七・二四 脱稿)